

平成30年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成30年9月20日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	平成30年9月20日 午後4時45分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	子育て支援課長	
	副市長	池田英信	市民協働推進課長	筒井八重美
	教育長	杉崎士郎	文化・スポーツ振興課長	小笠原啓介
	総務企画部長	辻明弘	福祉課長	諸井和広
	市民福祉部長	中野哲也	農林課長	横田泰次
	産業建設部長	早瀬宏範	うれしの温泉観光課長	井上元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	染川健志	建設・新幹線課長	副島昌彦
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江松吾	環境下水道課長	太田長寿
	財政課長	三根竹久	水道課長	中村はるみ
	企画政策課長	池田幸一	学校教育課長	徳永丞
	税務収納課長	小池和彦	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
健康づくり課長	山口貴行	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中秀則		

平成30年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成30年9月20日（木）

本会議第7日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑（決算認定議案）
- 議案第80号 平成29年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第82号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 平成29年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第2 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託
- 日程第3 議案質疑（追加議案）
- 議案第90号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 嬉野市地域コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第96号 嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について

- 議案第97号 嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
議案第98号 嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例について
議案第99号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第100号 嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について
議案第101号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について
議案第103号 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について
議案第104号 嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について
議案第105号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について
議案第106号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について
議案第107号 嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について
議案第108号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第109号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について
議案第110号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について
議案第111号 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日は、決算審査の議案質疑及び追加議案の議案質疑となっております。慎重な質疑、審議をよろしくお願いいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．決算認定に係る議案質疑を行います。

本議会の議案質疑については通告制とし、1人60分の質疑となっております。

なお、質疑は嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨規定しておりますので、御注意ください。

質問順番は通告順とし、質問席での発言を許可いたします。初めに、13番山口政人議員の発言を許します。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

最初に、全体的なことなんですけど、決算資料の7ページの件についてお尋ねをいたします。

経常収支比率、これが91.3%ですか、非常に大きくなっております。非常に弾力性がない

というふうに私は思っておりますけど、この原因と、それから、今後の見通しあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

経常収支比率についてのお尋ねでございますけれども、平成28年度が79.6%から29年度は91.3%と、10ポイント近く悪化というか、増加しておりますけれども、まず、これまでの推移を見てみますと、平成18年度で93.4%から、ずっとその辺の推移で来ております。平成26年度で89.4%、27年度が86.4%、28年度が79.6%と、ちょっと28年度が特に好転をいたしているところでございます。このときの決算のときも、よくなった理由として説明をしたかと思っておりますけれども、ふるさと寄附金についての積み立てのルールを平成28年に変更をいたしております。そのときに、27年度までは寄附金が10億円近くございましたけれども、その全額を27年度は積み立てております。その経費が約6億円かかっておりますけれども、その6億円については27年度の一般財源で賄っていると。10億円を28年度に、翌年に全額を繰り入れるということにしておりましたので、その10億円について事業費のほうに充当をいたしておりますけれども、この分について、臨時的経費に1億円で経常的経費に9億円の充当をしたということで、分子となる経常経費がここで9億円減ったということで28年度は79.6%と。通常よりも大体1ポイント増減させるためには、大体8,000万円の支出を抑えるか収入をふやすかで1ポイント変わってきます。ここで9億円の経常経費に充当ができたということで、この分だけで11から12ポイントの改善につながったということになります。

平成28から29年度につきましては、28年度の積立金が18億円ございましたけれども、そのうちの経費が14億円、大ざっぱな数字ですけれども、わかりやすく説明すると、14億円の経費がかかって、積み立てとしては4億円を積み立てております。その分を29年度に繰り越しておりますけれども、4億円のうち臨時的経費に2億円の充当で残りの2億円を経常的経費に充当したということで、28年度からすると経常的経費に充当した基金が9億円から2億円に減ったということで、この分で数値が上昇したということになります。29年以降は積み立てのルールはずっと変わりませんので、ふるさと寄附金が同じ推移で保っていけば大きな変動はないものと見ております。

今後の見通しということでございますけれども、御存じのとおり、経常収支比率が、市税とか交付税とか、そういった経常的に入ってくる収入に対して、あと人件費とか扶助費、公債費ですね、必ず必要な経費の占める割合ということになりますので、今後、分母となる収入も、交付税も優遇措置がだんだん段階的に減っていきますので、分母のほうも縮小ぎみで、その分、市税で賄えればいいんですけれども、市税のほうも人口の減に伴って減少していきだろうとは見込まれております。その分、分子になる支出のほうを抑えるしかないのかなと

思いますけれども、それについては、人件費とか、そこら辺で、働き方改革の推進等で時間外手当の抑制とか、そういった方策をとって経常的経費の抑制に努めていって今後の数値の上昇をなるべく抑えていくということにしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ということは、いわゆる通常に戻ったということですよ。ということは、財政的な余裕というのは余らないということになりますかね、それにつながりますかね。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

財政力指数について、今回の91.3%が憂慮することはないと断言することはできないかと思えます。

ただ、県内の状況というか、県内の10市の経常収支比率を見ますと、平均で92.3%、嬉野市が91.3%で4番目に数字的にはいいと。一番いい数字としては鳥栖市が86.8%で、10位の多久市においては99.5%という、もうほぼ余裕がないような状況にある市もございます。その辺と比較すると、嬉野市としては中間よりもちよっと上に位置しますので、その数字的には、順調というか、心配するような数字ではないと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、物件費が急上昇をしているんですけど、これはふるさと納税の支援業務があったからというようなことになりますかね。物件費でされるということにはならないということでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

物件費が、言われるとおり7.9から10.5%に大幅にふえている状況でございますけれども、28年度のふるさと寄附金の経費として、18億円に対して経費が14億円かかっております。29年度が26億円の寄附金に対して21億円ということで、この経費の分だけで見ても7億円の増加をしております。もう経費については返礼品代とか委託料とかになりますので、それらは全て物件費として分析をしますもので、この影響でふえているものということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、歳入。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

次に、監査委員の審査意見書の6ページ、歳入決算の款別状況の中で分担金及び負担金というのがありますが、この不納欠損額の内容と、それから収入未済額の内容、これを教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

まず、農業費の分担金の収入未済額でございますけれども、議員御存じかと思えますけれども、林道杵島山線沿いにあった農道の災害復旧を平成26年度に行っております。その後27年度、工事は完了して再三請求をしておりますけれども、現時点ではまだ収入未済という現状でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

負担金ですよね。（「はい、災害復旧の負担金」と呼ぶ者あり）負担金ね。徴収の見込みは。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

先ほど申しますように、再三接触も行い、会う機会があれば、そういうことでお話をしておりますけれども、今現時点ではまだ未納という状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

やはりこういったものにつきましては不公平感が生まれますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次の使用料及び手数料、これは取り消します。

次に行きます。

○議長（田中政司君）

ちょっと待ってください。84ページが取り下げですか。

○13番（山口政人君） 続

使用料及び手数料は取り下げ。

○議長（田中政司君）

歳入の分のですね。

○13番（山口政人君） 続

はい。歳出よかですか。

○議長（田中政司君）

はい。

○13番（山口政人君） 続

成果説明書の42ページ、42と43ページになりますけど、これは第2次行財政改革で補助金の見直しということになっておりましたが、今までの推移、それから今後どうするのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

高齢者、子どもたち、いわゆる交通弱者と言われる人たちの移動手段の確保のために、この公共交通の維持、これは不可欠であると思っております。行政の役割でもあると思っております。

ただ一方では、これは決算書を見ておわかりのとおり、経費が大きくなっております。この分につきましては、バス事業者、運行事業そのもので、バスの運転手、これが不足していると。それから、安全確保のため、バスの保守点検、それらが要因でこの運行事業費そのものがふえてもきております。今、インバウンドによりまして収入増も一部見られるものの、今後の運行につきましては、運行収入自体はちょっと減少していくのじゃないかと思っております。

そういう中で、今後の運行につきましては、廃止路線代替バス、この事業につきましては、平成30年度で県の補助金が打ち切られることになっておりますので、この分につきましては見直し、例えば、バスの本数あたりを再度ちょっと見直し、これを視野に今度検討をしていきたいと思っております。

もう一つ、生活交通路線維持のほうにつきましては、これは、武雄、それから鹿島、東彼杵町、これらの他市町を結ぶ路線バスですので、関係自治体、それから、バスの事業者と検討をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、バスの運行事業につきましては、バス事業者、それから行政、

それから住民の方と一緒に検討を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

非常にこの問題につきましては、いろんな見方もありますが、他の市町との関係もあるというふうに思いますけど、やはり早急に解決するような、よそのまちではタクシー券とか、そういったこともやっておられますので、そういったことも考えながら、やはり早く解決をすべきではないかというふうに思います。

以上でいいです。

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次お願いします。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

同じ成果説明書の52ページ、ひとにやさしいまちづくり事業、これは毎年同じ事業内容の補助だというふうに思いますけど、この調査分析はいつも上がっているんですね。それで相談業務、上がっているんですけど、これの調査分析をして結果がどうであったのか、そして、相談件数はどのくらいあるのか、お尋ねをします。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

ひとにやさしいまちづくり事業で調査分析をした結果はどうだったのかということですが、この調査分析というのは、依頼を受けて調査をしている分もありますし、この事業はバリアフリースターという業者のほうに依頼をしているんですけども、独自で調査をしている事業でもあります。この調査をしたものをそのまま、依頼を受けたところに関しては結果を報告はしております。ただ、調査をせずに自分たちで独自に調査をした分というのが、情報提供事業のほうに生かしまして、それを情報提供相談業務等に生かすデータベース化をして利用しているということになります。

件数的にですけれども、平成29年度につきましては、36カ所のバリア調査というのをしております。36カ所というのは、市内、市外を問わず行っております。この中で、市内のうちで依頼を受けたところは2カ所となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

この事業の目的は達したと思っておられますか。それと、この事業、いつまで継続をするのか。そして、これらの窓口を観光協会あたりに一本化できないのか。その3点。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

まず、この調査を行って達成できたのかということですが、この調査というのはもうずっと前からしているのです、もうそろそろ達成できたのではないかということかと思えますけれども、この調査自体というのは、老朽化をすることによってさらに新たにバリア、障壁の調査とかが必要になってくる部分もありますし、新しい施設に対して調査をすることも必要になってくると思えます。それこそ、うちのほうで地域コミュニティセンターとかを昨年度建設をさせていただいておりますけれども、その分についても助言をもらったりしておりますので、この調査自体がなくなるというようなことはないかと思っております。

今後のことについてですけれども、今後、観光協会のほうに一本化とかいうお話ですが、それはもう民間同士の話になってくるかと思えますし、ここで発言は控えさせていただきたいと思えます。今後については、また話し合いをしながらということになると思えますが、そこら辺についてはここでは発言は控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ただ、この一般財源を使っている以上は、やはりそういったきちんとした、もう本当に効果が出ているのか、目的が達成されているのかとかいうことを必ずやはり検証する必要があるというふうに思うわけですよ。そして、見直すところは見直して。補助金を減額するのが能じゃないんですよね。そういったことで、ぜひそういったことの検証を今後もやっていただきたいというふうに思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

そこら辺については検証はしていきたいと思っております。

先ほど言い忘れていましたけれども、この事業をしていくことによって、28年度が290件の相談件数がありまして、その分で入り込み人数といえますか、旅館等に泊まれた方が291人、平成29年度は273件で入り込み人数は301件というような相談を受けて実績も上げられて

いらっしゃいます。

ただ、この人数というのが、バリアフリーツアースセンターさんに相談をして、全員が泊まられているわけではなくて、2回目以降は直接、旅館さん等に宿泊予約をされたりしている方もいらっしゃいますので、全ての件数は把握しておりません。検証については今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

次は、同じ成果表の161ページ、中山間地域担い手農地集積促進対策事業、これは、今後の見通しと、それから具体的な推進の方法を教えてくださいと思います。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

まず、今後の見通しにつきましてですけれども、この事業が平成27年度から平成30年度までの事業期間となっております。ということで、今年度が最終年度となっております。

それを受けてと申しますか、佐賀県のほうにもこの事業の継続を要望しておるところであります。県の御回答としては、この廃止、継続については、別の事業も含めて検討をしている途中だということをお聞きをしておりますので、また要望等も行っていきたいと思っております。

その推進方法につきましては今現在も行っておりますけれども、関係機関等、連携をしながら、そういう機会があるごとに、新規就農者も含めて、この事業、あるいはこれにかわる事業のPR等も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ぜひ今後も継続の方向性で県のほうにも進言をしてもらいたいし、そして、推進の方法にしても、やはり各地区に入ってでも推進をしていただきたいなというふうに思います。

次、166ページ、青年就農給付金事業、農業次世代人材投資資金事業ですか、これは今後の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

この農業次世代人材投資資金事業に変わっておりますけれども、ここ昨年度、今年度となっておりますのは、若干の減少傾向があるという中で今年度1名の新規が増加をいたします。それと、また今、トレーニングファームで就農研修をされておる方々が来年度は2名増加をしてくると思います。そういう施設園芸も含めて、また、先ほどと同じになりますけれども、関係機関、あるいはJAさんも含めてPR等もして新規就農者の増加に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ここでリタイアされた方はいるのか。そしてまた、今現在、鹿島市とか、太良とか、唐津とか、そういった方で親元就農給付金ですかね、そういったものが今あっているんですね。そこら辺まで考えていらっしゃるのか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

リタイアされた方はそれぞれ御事情がありまして、数名はおられます。

もう一点の近隣の鹿島市さん、太良町さんあたりには、親元就農、それにかわるような制度があることは存じております。今後それは新年度予算とも絡んでくるかと思っておりますけれども、そこら辺は前向きに、また新規就農者もふえてくることでありますし、検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ぜひお願いしたいと思っております。

次へ行きます。

189ページ、うれしの茶海外販路開拓戦略策定事業。やはり27年度から始まって大きな金がどんどん飛んでいっておりますけど、これらの成果、いわゆる本当に輸出をすることができるのかというのを聞きしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、緑茶につきましては、ここ近年、需要が伸び悩んでいる中でお茶の価格もなかなか低迷し続けている状況でございます。

このような中で海外に目を向けてみますと、健康志向等によりましてお茶の輸出額は順調に伸びている状況であります。嬉野市におきましても、平成27年度よりジェットロに委託しまして輸出戦略を策定しまして、輸出することについての問題点や課題点等を検討していただいているところです。

現在では、茶商の多数の方々に輸出についての興味を持っていただき、輸出の量もふえている状況でございます。現在、順調にうれしの茶の輸出量がふえてきておりますので、今後、海外へのうれしの茶のPR及び海外でのうれしの茶が有名になってくれば、また、国内でのインバウンドへもつながっていき、この事業についての効果は十分出てき得ると考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

この中で、ジェットロに500万円というような金額なんですけど、これは本当に妥当な金額なのかなというような気がするんですけど、そこら辺の内訳と、それから、お茶関係では、やはり大きな産地があるわけですよね。その中で、その大きな産地もやはり輸出に向けて今一生懸命やっている状況だというふうに思います。その中で飲み込まれてしまうんじゃないかなというような気がしますけど、そこらあたりの感触はどんなですかね。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、ジェットロさんへの500万円の内訳ということですが、これはあくまでも茶商さんたちが輸出をするために、その手続とかいろいろのアドバイザー、そういうふうなお金になってまいります。

あと、今後、大きな産地がございますけど、その中に飲み込まれていくのではないかといいことでございますけど、静岡、鹿児島等も輸出等に大分行っていますけど、その中で、静岡、鹿児島等の低価格等のお茶を輸出するようなことではなかなか飲み込まれていくと考えておりますので、やはり嬉野は嬉野のお茶として、ある程度の金額が張るようなお茶をつくらせて輸出をしていき、飲み込まれていかないように考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

こういうのは、やはり地元のやる気と思うんですよね。地元のやる気、これが一番大事じゃないかと思うわけですよね。そういうようなことで、行政がどこまでタッチをしていいかわかりませんが、強かに推進をしていただきたいというふうに思います。

次の190ページです。新需要開拓事業ですね。これは売り上げの増につながっているんでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

新需要開拓事業につきましては、緑茶の需要が伸びない中で、今まで通常のお茶売り場でない売り場での開拓をするために独自の商品開発を行い、首都圏等での展示会等を3回開催し、嬉野のブランドを前面に出しまして食品関連企業への商談を行っているところです。結果といたしまして、今11の企業と商談が成立しまして売り上げにつながっているところでございます。

また、市内の事業者を対象といたしまして、講習会やワークショップ等を開催しまして、その中で自社製品を対象としました講習会やワークショップの内容を反映させたお茶と焼き物、また、お菓子をセットにしたコラボ商品の開発を行いまして、うれしの茶の新たな需要開拓を行っているところで、今後、売り上げにつながっていくことと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

すみません、この委託先はどこですか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

企業のプランナーになります。業者名は、シーズコアという会社になります。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

わかりました。

それでは、次に行きます。

193ページ、これは委託なんですけど、コンサルタントの委託と思うんですけど、この委託料は幾らで、吉田焼の全体の底上げというのはできているんですかね。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、委託料は幾らかということですが、ここ、成果説明書に記載しておりますけど、決算額1,048万6,800円というのがそのまま委託料になります。

全体的な底上げができたのかというふうなことですが、毎年多くの方が吉田地区においでいただいている状況でございますので、そういった中、売り上げも増加しております。そこの辺を見た場合には、全体的な底上げができていないかとは思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、目的は達したと捉えていいんですかね。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

今回の29年度の事業の分につきましては、目的は達成されたとは思っております。

ただし、売り上げ等についても、こういった事業を継続することですとアップしていくという部分もございますので、30年度も事業を行っておりますけれども、29年度につきましては目的は達成したと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、まだまだ継続が必要であるというふうには捉えているんですかね。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

永久的に継続という部分は、こういった補助金の事業というのではないとは思っています。

やっぱりある程度軌道に乗ったのを見据えまして事業を終了させるということは考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

わかりました。

次へ行きます。

販路拡大・物産振興事業、この販路拡大なんですけど、どのように販路が拡大したのか、具体的にお示しをいただきたい。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

成果説明書のほうに事業所及び事業内容ということで記載をしているところでございます。

こういった中で、実績報告というのを皆さんそれぞれ提出していただいております。そういった中では、新たな顧客さんができたとか、こういったPRに行ったことで問い合わせがふえたとか、それとか、売り上げがアップしたとか、そういったお話を聞いておりますし、実績報告の中にも記載をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

確かに、実績報告書にはそういった成果の説明も書くようになっていきますので。

ただ、市の担当としては、やはりそういった検証のあり方、これも大事じゃないかというふうに思います。ただ、その実績報告書を見て、よかったねというのじゃなくて、実際やはりそういった検証をしていく必要があるというふうに思いますけど、そういった検証はしておられますか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

この事業自体が商工会を通じての事業で行っていただいております。商工会のほうに実績報告を出していただいておりますけれども、その際に、ヒアリング等はもちろん行っていた

だいておりますので、そこで検証はできていると思っています。

ただ、議員御発言のように、市としてももちろん補助金を出している関係上は、そういったことで、直接お声を聞いたりする必要があるのかなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

次に行きます。

205ページ、これは平成25年からずっと始まっているんですよね。そういうことで、29年度は17万3,000円ですね、これはイルミネーションと思いますけど、やはりこういったあれというのは実際、どこの地域でも自分たちで少しずつでも出し合って、一生懸命地域のためにやっているところはたくさんあるんですよね。そういうふうなことで、やはりイルミネーションぐらいは地元の商店街が今後はやる必要があるんじゃないかというふうに思いますけど。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

もちろん地元自体も、そういった明かり創出については積極的に行っていただく必要もあるかとは思っております。

そういった中で、あったかまつりについては、あれも灯りの祭典でございますが、商店街に灯りの設置、あるいは装飾については、商店街組合、または観光協会、または商工会の方が協力しながら行っているところでございますので、この灯創出事業については市のほうでももちろんやっておりますけれども、それはあくまで、ここ、目的にも書いておりますけれども、夜の魅力アップ、回遊性を高めるためということで、市のほうでもやはり行っていくべきだということを考えまして、灯創出事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

やはり基本的に補助金というのは、嬉野市民全体の方が税金を払って補助金を出しているんですよね。そういうことをやはり頭の中に入れながら補助金を出すときにはやってもらいたいなというふうに思います。

次へ行きます。

200ページ、DMO、下のほうに効果について、連携が深化したというようなことが載っています。そして、さらなる発展、充実を図ることができた。具体的にそこら辺をお示しいただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、連携がどう深化したかというふうな御質問でございます。

それにつきましては、こういった、ここ成果説明書にも記載していますが、観光魅力発信イベント等の中でも、地域資源である温泉とか、お茶とか、湯どうふであったり、お酒であったり、例えば、陶器であったり、そういったものを組み合わせながら情報発信を行っているところでございます。そういったことで、地域連携というふうな書き方をしておりますけれども、そういった組み合わせをしてPRすることで、より嬉野を効果的にといたしますか、魅力的に発信することができるものということで今事業を行ったところでございます。

それとあと、この事業の中で、着地型体験プランというのを嬉野も幾つか創設しようというふうな試みを行っております。そういった中で、現在、着地型体験プランを行っている事業所、団体さんが嬉野の中にもあるわけですがけれども、全部をまとめて嬉野の体験プランの施設ですよということで紹介するエリアゲート、例えば、観光協会のホームページを見れば、嬉野体験プランというゲートをつくって、そこをクリックすれば嬉野で体験できる施設がすぐわかるというふうなことも行っていくようにしております。そういったことをするために、各団体の方と協働しながら、ヒアリングを行ったり、ワークショップを行ったりとか、そういったことを今やっているところでございまして、このことが、多くのお客様にわかりやすく、また、体験プランの販売強化につながっていくものだと思っております。

あともう一つが、発展、充実の件でございます。

これはまちづくり、地域ブランドづくりのさらなる発展、充実を図ることができたということで、効果のほうに記載をしております。

これにつきましては、この事業の中で忍者活用の取り組みを行っておりますけれども、その中で、今回、忍者フェスタというのをことし2月に開催をいたしております。その中で、新たな忍者の発見というのがございまして、忍者が確かにいたということを確認していただいております。そういったことで、忍者ブランドがさらなる発展につなげることができたと思っております。

それとあと、吉田焼の事業の中で、この事業で新たな商品開発、「いげ皿」というのを開発していただいております。今までもいろいろ吉田焼ブランドございましたけれども、新たな商品開発、「いげ皿」というのが新たなブランドになることで吉田焼がさらなる発展して

いくものかとは思っているところでございます。最終的に、こういった事業をすることで、観光客の誘客であったり地域活性化が図られればということで、この事業を行っているところでは。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

今、吉田焼の話が出ましたけれども、この販路拡大、これで再生事業も販路拡大ですよ。二重の補助金というような捉え方になるんですけれども、いかがでしょう。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

二重の補助金というよりも、2種類の補助金を窯元組合のほうに補助しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

すみません、答弁を追加させていただきます。

販路拡大という一くくりというか、販路拡大でまとめれば同じ販路拡大になるかもわかりませんが、もちろん、地域、場所が違うところでの販路拡大、PRになっているところがございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

ちょっと私も余りよう理解できませんけど、やはりこういったのは一つの事業にまとめないと、この事業で同じ事業をする、また別な事業では同じ補助金を出すと、いかなもんか

なと思いますけどね。やはりここら辺は慎重に事業をするときにやってもらいたいなというふうに思いますけど。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今回の地方創生推進交付金が国の交付金を活用した事業になっているところでございます。もう一つのほうが、これがふるさと財団の助成金を活用した事業で、それぞれちょっと事業が、補助元が違っていましたので、こういった2種類の補助になっているところでございます。

ただ、議員御発言のように、1つにまとめられる部分については今後1つにまとめたような形を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

次、もう3回終わったですよ。もう続けて、次、第83号。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

監査委員の審査意見の29ページですね。

農集排なんですけど、これの不納欠損と収入未済額の、この内容をお願いします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

農業集落排水の処理施設使用料に関しましては、金額のほうは意見書のほうで御確認いただけたとおりになんですけれども、収入未済額につきましては、1,160件で額が278万1,350円。不納欠損につきましては、3件で4,710円となっております。

以上です。（「内容」と呼ぶ者あり）内容。

○議長（田中政司君）

どういう理由で。

○環境下水道課長（太田長寿君） 続

こちらの5年間の時効を経過——その収入未済額の……（「両方の内容」と呼ぶ者あり）収入未済の理由ですか。収入未済の理由はさまざまあると思いますけれども、一応、基本的に納付書の発送と、それから、その後納めていただけなかった場合は督促という形になっておりますけれども、納めていただけていないということでございます。

不納欠損の理由に関しましては、5年間を経過いたしまして時効を迎えたものにつきまして、その後、連絡先不明とかで徴収のできないものに関して欠損をしているという、5年間を経過したものにつきましては、その経過いたしました年度末をもって欠損をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

この不納欠損については、その家に、もう死亡されたか何か、そういった関係でしょう。5年間過ぎてから不納欠損にするというやり方というのはおかしいと思うんです。

それから、収入未済のほうなんですけど、これの徴収はもうやっているんですかね。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

私どもの課におきましては、し尿のくみ取り手数料と、それから、農集、公共の使用料がございまして、こちらは通常のシステムによる収納処理に加えまして、収納嘱託員を1名配置いたしまして収入に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

これも、こういうものは本当に不公平感がすぐ出てきますので、ぜひ徴収をしていただきたいというふうに思います。

それから、公共下水、これの不納欠損と収入未済額の内容をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

次ですね。環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

次に、公共下水道の使用料に関しましては、収入未済が1,738件、収入未済額が428万8,640円、それから、不納欠損につきましては、66件で20万2,850円となっております。こちらのほうにつきましても、原則といたしましては5年間を経過した債権ということがございまして、それに関しては、例えば、居所不明ですとか死亡の方に関して欠損をしております、市内在住の方に関しましては、督促等で時効を一旦中断いたしまして現年度を優先いたしま

すけれども、過年度分も徴収の取り組みをしておりますので、市内にいらっしゃる方、連絡のつく方に関しましては5年を経過しても不納欠損をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

不納欠損にしても、本当に安易に不納欠損にしないように。死亡された方はもうしょうがないんですけど、そのほかにつきましてはぜひ徴収をしていただきたい。そして、収入未済も1,738件と多いですね。やはりこういったあれも、もうぜひ徴収も努力をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（田中政司君）

これで山口政人議員の質疑を終わります。

次に、14番芦塚典子議員の発言を許します。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

今回は、議案第89号の平成29年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてお伺いいたします。

まず、決算書の3ページの平成29年度嬉野市水道事業損益計算書について、営業収益が4億8,600万円ぐらいで、営業費用が5億3,300万円で、営業損失が4,700万円ぐらいの損失が出ておりますけど、原因をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

営業損失が出ている原因ということですが、水道事業におきましては、営業損失が発生しているのは今年度ばかりではなくて、例年、営業損失となっております。額が大きくふえたのが、平成24年の料金統一の際に給水収益の減少が発生しております。（「何ですか」と呼ぶ者あり）平成24年に料金を統一いたしました。そのときに、給水収益の減少が発生しております。それが大きな理由だと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

平成24年の料金統一でかなり料金が下がったので、それはずっと24年からの営業損失が出

ていると思いますけど、減価償却費が2億2,000万円計上になっておりますよね。それがもう一つの原因ではないかと思いますが、減価償却費はその要因にはならないのでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えします。

減価償却費もふえてはきておりますけれども、大きな理由としては、営業収益の減少が大きな理由だと考えます。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

最終的には、当期純利益が4,000万円ぐらい出ております。それは、営業外費用が2,000万円ぐらいで営業外利益が8,600万円出ておりますので、営業外の収益によって当期純利益が4,000万円ぐらい出ておりますけど、本来としては、営業損失じゃなくて営業利益を生むような経営の仕方が必要じゃないかと思います。それで、ほかの類似団体からすると、経常収支比率も4ポイントぐらい低いですもんね。それで、今後どのように改善をしていかれるのか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

先ほどの質問に対してですけれども、議員がおっしゃるように、減価償却費が増額しております。ただしこれは、会計基準の見直しによりまして、財源があった分の固定資産の分につきましては長期前受金として計上し、減価償却見合い相当分を長期前受金戻入という形で入のほうに上がるようになりますので、営業外収益がふえてきておりますので、現在のところ営業損失は出ておりますけれども、純利益という形になっておりますので、料金に関しましては今のところ上げない予定で経営をしているところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員、3回。①、②とありますけど、「次は2番目です」と呼ぶ者あり）次、2番目ですね、それで、1番は終わりですね。（「はい」と呼ぶ者あり）芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

さっきおっしゃいましたように、平成27年度から減価償却相当分を長期前受金として計上することができるようになりましたけど、この長期前受金の3,300万円、これのちょっと積算根拠をお伺いしたいと思いますけど。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

長期前受金の積算根拠ということですからけれども、これは内訳ということによろしいのでしょうか。（「はい、内訳で大丈夫です」と呼ぶ者あり）

内訳でいきますと、まず、工事負担金、これが367万7,000円、それから国庫補助金、これが581万8,000円、一般会計補助金、これが1,250万4,000円、受贈財産評価額が44万4,000円、他会計負担金が70万8,000円、企業債が1,013万5,000円となっております。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございます。負担金、補助金、簡易水道の一般会計補助金とかも今入っています。ということで3,328万6,993円が計上されておりますけど、これは補助金、負担金で取得した資産の減価償却相当額でいいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（田中政司君）

次3回目です。芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

補助金、負担金で取得した資産の減価償却相当分を長期前受金として今度計上することになりましたので、ちょっと厳しい財政が少し余裕ができたんですけど、この補助金、負担金で取得した資産の減価償却は、一旦、減価償却費として2億2,000万円の中に入っているわけですね。そして、その償却分3,000万円がまた受入金として収益に上がっているということで、そういう計算の手法になっているということで理解していいのでしょうか。一旦、減価償却費で計上されているということで受け取っていいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、減価償却費は減価償却費として入っております。減価償却費というのは、有形固定資産に係る分、無形固定資産に係る分の減価償却費ではございますけれども、長期前受金につきましては、固定資産を取得したときの補助金等を減価償却の費用に上

がる分の中で案分して、その補助金相当分が収益として上がってきているということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次お願いします。芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

次の決算書18ページの平成29年度嬉野市水道事業報告書の業務量についてお伺いいたします。

まず、給水人口は減少しておりますけど、配水量は増加しているという理由をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

給水人口は減少しているが、配水量は増加している理由ということですが、配水量の増加の理由としましては、漏水等による排水——漏れた水ですね、それから、温暖化等の自然環境の変化に伴う水質悪化改善のための排水、それから、工事等による濁り水等の回避のための排水等の排水量の増加及び宿泊客が増加しておりますので、旅館等の使用量の増、また、給水人口が減っているものの給水戸数はふえておりますので、それぞれの家庭での使用料が増加したことによる配水量の増と推察しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

配水量は増加していますが、営業損失は出ているんですよね。それで、その配水量の増加が、橋梁等の補修工事とか水質悪化、それから旅館等、それから気候温暖化というのがありますけど、本来ならば、配水量が多いと水道給水収益が上がらないといけないと思うんですよ。給水収益が上がっていないと思いますけど、これは料金回収率が低下しているというのも原因の一つではないでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

配水量自体はふえていますけれども、先ほど言いました工事等の濁り水の回避等というときには、料金は発生しないようになりますので、料金に絡まない部分の量がふえている分だと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

すみません、有収率の低下でお願いしているところでした。

○議長（田中政司君）

有収率ですね。

○14番（芦塚典子君） 続

はい。そっちのほうに行きます。

有収率が低下しているのです、1つは、料金回収率の低下、86.11%ということで、かなり類似団体よりも15%ぐらい低いので、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えします。

有収率の低下の理由ということでよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

有収率の低下というのは、先ほどの配水量がふえているというときの質問でお答えしましたように、老朽管の漏水、また、水質改善のための排水、工事による濁り水発生回避のための排水等につきましては、その分が増加したことによる有収率の減だと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

2回目でしたかね。

○議長（田中政司君）

2回目。

○14番（芦塚典子君） 続

有収率の低下ということで、老朽管の漏水の調査事業が、塩田町では数年前行われたんですけど、それよりも少し上がっているのかなと思うんですけど、昨年よりはまたポイントが落ちているんですよね。だから、嬉野市全体の漏水状況、それから、漏水の調査状況、それ

と老朽管の更新、これは何%ぐらい最近行われているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

すみません、正式な資料を手元に持っておりませんので、はっきりした数字は答えることができないんですけれども、老朽管の更新率としましては16%ほどになっております。

先ほどの配水と言っているのは、工事等の「排水」というのは、捨てる水のことになりますので、配水量の「配」の中には捨てる水も入っておりますので、その分は収益には連携しませんので、その分で有収率が下がっているということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

漏水調査を、以前、塩田のほうをなさったからですね。それと、老朽管の更新率が毎年行われていると思うんですけど、何か私の記憶では、ほかの類似団体よりも低かったと思うんですよ。16%でももう少し、鉛管とかの更新率が必要じゃないかなと思うんですけど、そこら辺をもう少し改善したら有収率も上がるんじゃないかなと思います。

そこら辺は、私も現年度の更新率は探すことができませんでしたので、ちょっとお聞きしたところです。やっぱり漏水とか、更新とか必要になると思いますので、今後はどのようにそこら辺はウエートを置いていかれるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりに、更新率は低くなっております。老朽管というのは毎年ふえてきておりますので、なかなか追いつかない状況です。漏水調査につきましても毎年実施しておりますので、地区を分けてやっております。昨年度もかなりの漏水がありましたけれども、今年度ももう既に漏水箇所を発見して漏水工事を行っております。そういう形で早期発見に

努めて有収率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

なるべく32年度に料金が見直されるかと思っておりますので、不公平がないようにお願いしたいと思っております。

最後の質問ですけど、決算書の34ページのその他の書類ということで、固定資産明細書の有形固定資産明細書についてお伺いいたします。

土地、建物の当年度増加額がありましたので、この詳細をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えします。

土地、建物の当年度の増加額ということですが、この分につきましては、平成26年度より実施しております簡易水道の再編事業が今年度事業完了になりました。事業完了するまでは建設仮勘定のほうに固定資産上振り分けをしていたものを本勘定に振り分けたことによりまして、土地、建物の分が増加しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

29年度で簡易水道事業が統一されましたので、そしたらその分が、土地、建物——土地が45万2,112円の増加で、建物が4,415万2,153円の増加をしておりますけど、これは補助金、負担金等で取得した土地、建物でしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

この分は全て簡易水道再編事業に伴う土地、建物でございます。不動山の簡易水道と木場地区の飲料水供給の分を全部上水道に統合いたしましたので、そこの分のポンプ場等の土地、施設用地として取得した分の土地と、その建物となっております。財源内訳は、一般財源と国庫補助金、それから企業債等で行っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

3回目。芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

3回目でお聞きします。

この金額全額が来年度には長期前受金に計上する資産なのか、それとも、国庫補助金と企業債で購入されたものなのか、そこら辺の割合はどれぐらいなのでしょう。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

水道会計の会計基準が改正される以前は、国庫補助金等につきましては資本剰余金という振り分けをしておりましたが、会計基準の変更によりまして、全て長期前受金のほうに行くようになります。その後は、毎年度の減価償却する分の補助金見合い相当分——企業債それぞれですけれども、その見合い相当分が長期前受金戻入という形で上がってくるようになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい。これで質問を終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

これで芦塚典子議員の質疑を終わります。

次に、12番山下芳郎議員の発言を許します。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、決算のほう、質問させていただきます。

まず、決算書の68ページ、歳入であります。

こちらの貸付金元利収入、教育費貸付金元利収入でありまして、そのうちの貸付金元金、この分が奨学金貸付金が575万8,000円の収入未済額になっております。前年よりさらにふえているわけでありまして、この分の回収見込みをお聞かせください。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

例年、現年分についての入金というのが3月、4月に集中して多く送られることがあります。過年度分を中心に臨戸徴収を行っておりましたが、29年度分については、予想よりも3月、4月に入金がおくれたためだと判断いたしております。現時点におきましては、29年度

までの未納額が69万4,375円納付できておりますので、例年よりやや未納額のほうは減っているものと判断いたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

この分の決算書をずっと過去にひもどいていきますと、平成22年からですけれども、大体500万円から600万円の範囲内で金額的にはそのまま、若干のでこぼこはありはしますけれども、同じような額が推移しているわけであります。そのうちに現年度の徴収はできているんでしょうけれども、過年度分がどういった形で収入未済となっているのか。何件で、大体固定されておられるのか、収入につながるような動きをなさっておられるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

今、件数でいきまして、64件ございます。ただ、人数にいたしまして、19名の方が29年度末におきましておくられている方がいらっしゃるということです。

以上でございます。（「徴収、回収の動きとか、どうしているんですか」と呼ぶ者あり）徴収につきましては、今、親元のほうに臨戸いたしまして、とにかく徴収を促しているという状況でございます。遠くにいる方につきましては、督促を発送しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

同じ方がこういった形でずっと繰り越しということになりますと、もう年数を経てまいりますとますます見込みがつかないということがありますので、これは継続して徴収に努めていただきながら、今からの、この奨学資金という非常にいい制度でありますので、そこら辺をしっかりと回収につながるような、保証人とかなんかも含めてしていただきたいし、国にもこういった制度が、新しいものがあるかと思っておりますので、そこら辺も取り入れながら、どうしても資金的な問題で奨学金というのは有効的に活用していただきたいと思っております。引き続き回収のほう、ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

徴収につきましては、課全員で徴収に当たっておりますので、今後も引き続き努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、再質問に入ります。

100ページであります。社会福祉費の社会福祉総務費であります。繰出金が上がっております。

これは、本年度から県の単位化ということで管理が統一化されるわけですがけれども、それに伴う分じゃないかと推測するんです。当初予算で3億500万円が計上されておりましたけれども、決算からしましたら、その半額の1億5,400万円が不用額となっております。その要因をお願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられたように、今回、平成30年4月の国保の県統一化を控えまして、当初の累積赤字をなくすことが大命題であるということで、今回、29年度の国保会計の赤字見積もりの際に、例年の後半の医療費の伸びなどを勘案して、30年3月の増額補正により合計4億円の赤字補填を一般会計から国保会計へ繰り入れるように予算計上しておりました。しかし、実績見込みを見て、実際、保険給付費の伸びがそこまで最終的に大きくなって、その給付費の予算執行残が7,565万6,176円となり、また、国庫支出金についても、予算額よりも歳入のほうが7,281万779円多く入ってきたということで、基金の繰り入れについては、30年5月末にそういった実績見込みのところを見込んで繰入金を2億5,000万円にとどめました。そこで結果として、この赤字補填分の基金としての不用額は1億5,000万円となっております。残りの409万1,000円については法定内の繰入金でございますけれども、賦課徴収費で147万7,000円、職員給与費等156万5,000円、出産育児一時金112万円、子どもの医療費で△1,000円の不用額となっております。こちらのほうも、5月末に決算の見込みに基づいて実績に近い形での一般会計からの繰り入れをしたため、今回、不用額が1億5,000万円発生したということになっております。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

これは一般財源からの繰り入れ予定だったんですけれども、繰り出しですが、これだけ不用額になりますと一般会計に戻されるという形で考えていいんですか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど御説明をいたしましたとおり、繰り入れたのは2億5,000万円ですので、この1億5,000万円については、繰り入れ自体をしておらず不用額で残ったままですので、一般会計に戻すということはありません。

以上です。（「承知いたしました。次の質問に入ります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

115ページから116ページです。生活保護費であります。その中の生活保護総務費、全般ということで質問を出しております。

29年度におきまして、扶助費はふえていないというか、減っております。その中で総務費が9,300万円でありまして、前年度比の2,627万4,000円が増額となっております。それも、私、内訳を調べてみたところ、生活保護償還金ですか、この分が1,100万円であったのが3,400万円とふえておるわけであります。この分の理由をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

議員申されるとおり、主なものは生活保護費の償還金、前年度国庫負担金となります。当該年度の国庫負担金は、前年度の不用額総額を基に算出されますので、当該年度の不用額総額が前年度より減少した場合は多くの不用額を生じるわけでございます。

27年度の不用額の総額が870万円ほどの増で、ほぼ前年並みでございましたけれども、平

成28年度の不用費の総額は3,500万円ほど減少しております。よって、28年度の前年度償還金、27年度分ということになりますけれども、これは先ほど申されたとおり1,100万円ほどでした。29年度の前年度償還金は28年度分となりますので、3,400万円ほど、差額の2,300万円ほどの増ということになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

承知いたしました。

では、次の質問に入ります。

132ページであります。農業費であります。

農業振興費の内訳の中に負担金、補助及び交付金がありますが、不用額が624万3,000円となっております。いろんな事業がありますので、この中で4点に絞りました質問をいたします。

まず、負担金の鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会、この分が予算として317万5,000円が約半額の159万円になっております原因と、あと経営所得安定対策推進事業、この分が当初で643万1,000円が477万円に減っております。

それと、青年就農給付金は先ほど山口政人議員が質問されました。一応、主要事業もありますので理解をいたしました。

あと、中山間地域担い手農地集積促進対策事業、これも山口政人議員が質問されたんですけども、その前に青年就農給付金ですけども——まず今の2点を先にお聞きしまして、2点聞いた後に質問いたします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

まず、1点目の鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会につきましては、3月補正で予算を159万2,000円に減額しております。よって、残額は、不用額としては329円しかございません。

それともう一点は、経営所得安定対策推進事業につきましても、3月補正で477万1,000円に減額をしておりますので、不用額としてはゼロでございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

すみません、補正を見ていなかった私が不始末ですみません。

あと、青年就農給付金、農業次世代人材投資ですね、この分は説明を聞いたんですが、本年度1名、あとトレーニングファームで実習なさっておられる方がお二人ですか、この方がということで準備型として聞いております。トレーニングファームの準備型の方は、基本的には農地をお持ち、農業の権利があつての準備型から卒業されて、実際、新規就農に入られるんですか。その分と、もう一つは、有害鳥獣ですけれども、有害鳥獣が、これも説明書はありますので、詳しく書いてありますけれども、この中で内訳として、最近アライグマがずっと出回っているんですね。この分も対象になっていると思いますけれども、その分の内訳の説明がなかったので、どのくらいあるのか、その駆除実績をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

まず、トレーニングファームの準備型の方は、そもそも実家のほうが農家ですので、農地はございますということによろしいでしょうか。

それと、アライグマの頭数につきましては、すみません、成果説明書の中の頭数ではなく、別にお聞きということなんですかね。（「33頭ありましたね」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

何ページ。

○農林課長（横田泰次君）続

167ページになります。

それと、よろしいですかね。結局、不用額が620万円、御質問の件でお答えをいたしますけれども、やはり今御質問のような有害鳥獣が主な要因となっております。その原因といたしましては、平成28年度にイノシシの捕獲が1,600頭ほどとれておりました。それを見込んで、29年度もその予算化をしておったところでございますけれども、前年度と比較して捕獲頭数が400頭余り少なかったということが主な原因となって、あと数が、この負担金、補助及び交付金の中に15件ほど不用額が少額も含めて出ておりますので、それを含めまして六百二十数万円の不用額となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。3回目。

○12番（山下芳郎君）

1,600頭が1,200頭前後ということで、400頭ほど減っているということです。これはイノシシの育成の数の問題なのか、特に高齢化で駆除のほうまで数に追いついていないのかということを確認します。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

捕獲頭数につきましては、実績がそういう数字であるというところであります。

ただ、私の感覚といたしましては、そこら辺の道路、あるいは農地で被害は出ておりますけれども、以前よりは頻繁には見かけなくなったのかなという感じはしておりますけれども、実際のところは実証実験もやっておりませんので、減っているのかというところはちょっと不明なところであります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次。山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、次の138ページへ参ります。

同じく農業費の中の工事請負費であります。不用額が219万8,000円上がっております。これも内訳を見てもみますと、農地耕作条件改善事業、あぜを少なくするという分ですけれども、この分が450万円から289万円減額になってはいますが、この分について確認をいたします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

農地耕作条件改善事業につきましては、これも3月補正で310万円に予算を落としております。よって、この事業の不用額といたしましては、20万7,760円の不用額となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

全体の不用額がなぜというとは説明しんしゃい。

○農林課長（横田泰次君）続

この工事請負費の不用額が219万円ほどあります。この中の主なものは、農業水利施設ストックマネジメント事業が166万4,000円ほど不用額となっております。その理由といたしましては、工事現場の中で水がえ等が必要だということで、当初、契約の中に含めておりましたけれども、実際の施工の中で、その日数等が減少いたしまして減額をしております。

それと、その工事は1カ所ではございませんので、最終的な精算、あるいは入札減によって残額が発生した分が、この166万4,200円となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

これも補正で変更しているということでお聞きしました。これはいろんな理由があるのかと思いますけれども、件数も何件かあるんでしょうけれども、これは計画どおりに予定どおり、もちろん予算というのは計画をしてされるんですけれども、執行される地元の地域の方の都合とか、そこら辺もあるのか、計画が変更なされたのか、そこら辺を確認します。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

減額したのは先ほど申しました理由でありまして、工事をする計画の箇所については、もうその計画どおり完了をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

計画は予定どおり計画をしているということの310万円で実施をいたしましたということですね。

それでは次の質問、よろしいですか。

○議長（田中政司君）

はい。

○12番（山下芳郎君） 続

177ページに参ります。教育費の小学校費であります。

使用料及び賃借料が536万円上がっております。これはもう件数は数が多いので、どれということはいい切れませんが、金額のほう、1つの抜粋しながらですけれども、パソコンリース等々が大きく当初から減っています。これは途中で、中間で補正が上がったかもわかりませんが、例えば、五町田小学校のパソコンリース代が、106万円が28万2,000円になっています。そのほかにも類するようものが上がっていますが、この要因なり説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

536万円の不用額の内訳といたしましては、議員御指摘のとおり、パソコンのリース料が504万7,400円と、ほとんどを占めております。

内訳といたしまして、落札残が146万8,000円、あと、新パソコンリース期間が3カ月を予定いたしておりましたけれども、接続後の連携の作業に手間取ったために、3カ月の予定が、リース期間としては一月で済んだということで、その分の不用額が357万9,400円というふうに発生したためでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、2回目の質問、以上でわかりましたので、次の質問に入ります。

193ページ、社会教育費であります。この分の委託料が不用額として126万円上がっております。これは多分、うれしの市民センターの工事監理、この分が年度をまたいだからかもわかりませんが、内容を、わかりましたらお願いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

不用額の126万円の理由ということですが、全体的にこの委託料全て25件の契約があるんですけども、その重立った大きな理由、議員御発言のとおり、うれしの市民センターの実施設計業務委託、こちらのほうが99万8,000円の不用額となっております。25件全体を見ましても、このうれしの市民センターに関しましても、契約時点の入札減の残額ということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

入札に努力なさって、入札減が主な理由ということで了解いたしました。

次の質問に入ります。209ページであります。

これは公共土木施設災害復旧費であります。この分の工事請負費が不用額350万円上がっております。この分の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

お答えします。

通常、公共土木施設災害復旧事業につきましては、大分前というか、そういうときは不用

額がないようにということで、補正関係をかけているときがありました。

ただ、ことしも含めまして、近年の異常気象の可能性がある、また、その予算を確保しておかないとどうも動けないということで補正をかけなかったということで、結果的に災害が起きなかったということで不用額になったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

幸いと言ったらおかしいんでしょうけれども、予定していた分を災害等々大きな分がなかったの、全額、不用額に計上しましたということで了解しました。

以上です。

○議長（田中政司君）

終わりです。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで山下芳郎議員の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

8番増田朝子議員の発言を許します。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、議案第80号 平成29年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について質問させていただきます。

まず最初に、歳入ですけれども、成果説明書35ページになります。

この中で、市民税の目、法人というところで、法人税のことでお尋ねします。

節の滞納繰越分ですけれども、まず、不納欠損と収入未済額とありますけれども、不納欠損の処分とはどういうことなのかと御説明いただきたいのと、この中で不納欠損の件数と大口3件を教えてくださいたいのと、収入未済額の32件とありますけれども、大きいほうから3件お尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まず最初に、不納欠損についての説明ということです。

地方税法に不納欠損のことが書いてあります。ざっくり言いますと、もう徴収不可能ということで、3年で欠損処分をするというものと時効を迎えて5年で処分をするというふうなものがあります。いわゆる徴収権の放棄というふうなことになります。

次が、不納欠損額の大口……（「はい、51万8,484円とありますけれども、件数と」と呼ぶ者あり）不納欠損の件数ですけれども、11件になります。これが（「金額の大きいほうから」と呼ぶ者あり）金額の多いところからと言われましたけれども、金額の大きいところが、12万100円、それと、続きまして6万円、それと5万円の順番になります。

収入未済の大口の上から3件ということでしたけれども、これが19万5,000円、それと12万7,500円、もう一件が10万円というふうなことになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

この不納欠損の51万8,484円が11件あるということで、大きいほうから12万円、6万円と5万円ということと、あと、収入未済額が、大きいほうから19万円と12万円と10万円ということですが、不納欠損の、先ほど説明いただきましたけれども、その理由を教えてください。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

不納欠損については、件数的には11件ということになっておりますけれども、6法人の分になります。これが地方税法の第15条の7第5項、倒産等により、もう明らかに取ることができないというふうなものです。その規定によって欠損処分をしたところが2件1法人で7万8,300円、飲食業になります。それと地方税法の第18条ですね、時効による消滅ということで、これが9件5法人、44万184円ということで、全てサービス業の法人ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

不納欠損の理由がいろいろあるわけなんですけれども、昨年が28年度が36万5,000円という不納欠損の金額が上がっています。29年度がちょっと多いなというのを感じておりますけ

れども、この滞納繰越分では、本当にちょっと徴収していただく方も大変でしょうけど、しっかり徴収に当たっていただきたいと思います。

じゃ、次行きます。

次、固定資産税で、こちらは現年分と滞納繰越分で別々にお伺いします。固定資産税ですけれども、これも不納欠損が54万8,200円と上がっておりますけれども、大まかなので結構ですので、件数と理由をお伺いします。

それと、収入未済額の金額を大きいほうから3件教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

増田議員、節の1節、2節別々にということですか。現年課税分と滞納繰越分、別々にお聞きするという事ですか。

じゃ、現年課税分のほうからお願いします。税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まず最初に、不納欠損の分ですけれども、不納欠損が6件ということになっております。全てこれは徴収不可能分と、不能分ということになります。54万8,200円、6件ですけれども、全て倒産法人になります。

それと、大口を金額の上位3件をということでしたけれども、ちょっとすみません、その資料を、件数的に物すごく数多くて、資料の数もうたくさんになってしまいますので、ちょっときょう手元に持ってきておりませんので、後からお示ししてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（田中政司君）

収入未済はよかとか。 （「収入未済額が」と呼ぶ者あり）現年課税分の。（「が、ですね」と呼ぶ者あり）が、ということね。増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。この不納欠損54万8,200円が6件ということで、徴収不能ということで倒産などがあるということですね。

じゃ、滞納繰越分でお伺いしますけれども、こちら不納欠損が1,254万1,836円とございます。これはもう先ほど言われていました時効、3年とか5年とかあられるのがずっと積み重なったの金額と思うんですけれども、こちらは昨年度を見ますと、昨年は4,700万円ぐらいあったのが、ちょっと大口で徴収できたということでもありますけれども、この滞納繰越分で、まず、この件数と理由をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

不納欠損ですけれども、件数が329件です。

内容につきましては、まず、財産なし、これは地方税法第15条の7の第1項第1号というふうなことになりますけれども、32万1,400円、12件、人数にしても12人というふうなことになります。

続きまして、税法第15条の7の第1項の第2号です。これが生活困窮ですね。金額にしまして190万310円、54件、人数にして24人です。

そして、同じく法第15条の7の第1項の第3号ということで、所在不明。これが117万1,000円、12件です。人数にしまして8名。

それと、徴収不能の分ですね、第15条の7の第5項になります。これが199万7,400円、25件、これが8法人となります。

そして残り、税法の第18条の第1項、時効による消滅。これが715万1,726円、件数にしまして226件、人数にしまして125人というふうなことであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっと金額の多さとか、ちょっとその内容によっては、生活困窮の方とか、財産を持っていらっしゃる方とか、徴収すべきところを本当にいろんな事情があって不納欠損になるわけなんですけれども、こういった市税ということは市にとっては一番財源として重要になってくるんですけれども、こういった徴収の仕方ですね。いろいろ督促とか出していただいていると思いますけれども、こういった課題とか、今までマンパワーが不足とか、ずっとしているとかいう課題があったんですけれども、担当課としては、働きかけとか、あと、その課題とかをどういうふうに分けて分析されていますでしょうか。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、マンパワーの不足というのは否めないと思いますけれども、我々の取り組みとしては、もうこれは税の徴収に特効薬はないわけでありまして、もう地道に電話催告をする、それと、とにかくまず会って納税相談、お話をしたいということで、そういうふうな臨戸の取り組みもやっております。もうそれでも応じてもらえないということであれば、財産の調査をいたします。財産の調査の結果、財産がある方については、差し押さえ等を行って債権の確保をするというふうなことになります。その間も催告をしながら自主納

付のほうをお願いはしておるんですけれども。それと、もう財産が何もないということであれば執行停止処分、最終的に不納欠損というふうなことになりますけれども、そういうふうな手続を随時行っているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

もういろんな努力をしていただいて徴収には当たっていただいているわけなんですけれども、これが本当に、先ほど申しましたように、市としての財源の確保として重要な位置になってくるかと思しますので、本当に地道ではあるかと思っておりますけれども、頑張ってくださいと思います。

次に参ります。

軽自動車税、これはちょっとお尋ねだけしますけれども、軽自動車の現年分でちょっと不納欠損が4,000円上がっておりますけれども、まず、そちらの内容というか、理由をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

欠損4,000円、これは軽自動車1台分になります。これは法人が所有をしておりました軽自動車でしたけれども、その法人が倒産をいたしまして、もう徴収不能というふうなことになったため、今回ここに計上をいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

4,000円、1台分なんですけれども、倒産ということで現年分で不納欠損の処分になっているということですね。わかりました。

それでは、滞納繰越分のところでお尋ねしますけれども、こちらで不納欠損が23万3,400円、昨年度が57万2,000円ということで少しは減ってはいるんですけれども、そちらの、まず台数をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

不納欠損の台数のお尋ねです。

不納欠損の台数といたしましては、54台ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

じゃ、不納欠損の54台ということですけども、これもいろんな事情があられての不納欠損としますけれども、重立ったものを教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

重立ったものということでは先ほど言われましたけれども、先ほどのように件数を上げていってよろしいでしょうか。

不納欠損の内容。まず、財産なし。これが2万7,600円、6台分の3人です。続きまして、生活困窮。これが8万円、12台の7名です。徴収不可能分。これは8,000円、6台、1法人の分です。それと、時効消滅の分が11万7,800円、30台の26人になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。いろんな事情があつて不納欠損になるわけなんですけれども、計上しているのは毎年毎年のことですけども、ちょっとお伺いしますけれども、現年分は結構ことしは4,000円だけの不納欠損ということですけども、収入未済額もちょっと現年分でも多いわけですね。そこがちょっと気になったところなんですけれども、現年分も滞納繰越分でも収入未済額というのが本当に多いなというのを改めて感じるわけなんですけれども、これの軽自動車に関しての徴収のあり方で工夫されているとか、そういうところがあればお教えてください。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

軽自動車税の徴収に当たっての工夫というふうなことでおっしゃっているところなんですけれども、特にこれはもう全般に言えることなんですけれども、先ほども言いましたけれど

も、特効薬はないものでありまして、もう地道に催告をして徴収をしていくというふうなところしかありません。

ただ、軽自動車については、去年、おとしでしたか、税法の改正になってちょっと税金が上がっております。そのときに、広報をしたりやっております。常にそういうふうな税金の改正のときは、広報をしたり、毎年、当初納税通知書を送るときは、口座振替にしませんとかかいうこともやっておりますし、合併した当時からコンビニ収納を導入したりといろいろなことをやっております。

今後もいろいろ納税環境をいかに納めやすくするかというふうなことについては研究をずっと続けておりますので、費用対効果の面とかがあって今のところは実現できているものはありませんけれども、そういうふうなところで周りに目を配ってというか、全国的なところも見ながら模索をしているというふうな状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。本当に地道で、軽自動車税も金額としてはもう一台一台少額ではありますけれども、地道に広報活動もしていただいて税の徴収に頑張っていただきたいと思います。

それでは、入湯税について行きます。

入湯税では、滞納繰越分でお尋ねします。こちらは、昨年度、現年分で収入未済額で多分上がっていたものが、今回、滞納繰越分で56万5,200円と計上されていると思うんですけども、こちらは1事業所ということですけども、今年度、この金額のうち一部金でも、少しでも徴収できなかったかということをお尋ねしますけど。

○議長（田中政司君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

この滞納繰越分は、議員おっしゃるとおり1件と、1法人の分というふうなことになります。当然、私たちも再三電話をしたりしながら納付の催告をいたしております。しかしながら、なかなか納税に結びついていないというふうなところなんです。この法人の担当者に接触を図って電話とかしておるんですけども、なかなか納付のほうには結びついておりません。

今後は、説明、催告に加えて差し押さえ等を含んだところで次のステージに移っていきたいなというふうなところで考えておるところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

本当ですね、現年分で29年度は収入未済額がゼロとなっておりますので、本当に滞納繰越分が少しずつでも徴収していただけるように頑張ってくださいと思います。

今度は49ページの広川原キャンプ場の使用料についてお尋ねします。

こちらは決算書の49ページですけれども、こちらは、まず使用料が、27年度528万4,000円、28年度492万7,000円、29年度が437万8,000円と、年々減少になっているんですけれども、この減少の要因は何でしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

キャンプ場の使用料の減少の要因につきましては、昨年度が台風等で4日間閉山をいたしました。その金額としまして、閉山しなかった場合に30万円ほどの収入が見込めたところでありました。それとまた、キャンプ場自体を閉山しなくても、天候によって利用客のお客様がみずから取りやめられたというケースもございまして、若干の減少があつておると思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

昨年は台風で4日間の閉山ということと、あと天候によって幾らか減少になったということですが、このことについては、また歳出のほうでお尋ねしたいと思います。

では、次に参ります。次、歳出に移ります。

総務管理費の目、一般管理費、節13、委託料で、職員健康診断、ストレスチェック、職員健康相談、成果説明書の10ページをお願いします。

こちらですけれども、まず、全体で不用額が222万4,128円と思いますけれども、その不用額の理由をお尋ねします。

それとあと、こちらで相談回数を昨年度はふやされましたけれども、その効果をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えします。

まず、不用額の理由でございますけれども、職員健康診断とストレスチェックにつきましては、契約としまして、検査項目ごとに単価の積み上げをした額で契約を行っております。平成28年度のうち、ストレスチェックを除く健康診断業務、これについては1人当たり1万1,000円で予算化をしておりました。入札を行いましたが、落札者がおらず随意契約を行ったところでした。そういうこともありまして、29年度は健康診断業務のみの分を1人当たり1万8,000円と予算化をいたしました。それで、実際、入札を行おうということで準備しましたけれども、参加業者が1業者しか手が挙がってきませんでした。そういうことで随意契約となりましたので、実際、契約としては約1万4,000円程度で契約ができましたので、その分の差額が不用額として出てきたところでした。

それから、健康相談の相談回数をふやした効果ということですが、28年度までは月1回の健康相談がどちらかの、塩田の庁舎か嬉野の庁舎か、どちらかでしか行えなかったのですが、29年度については、途中からでしたけれども、塩田庁舎、嬉野庁舎、どちらでも毎月1回、定期の健康相談を受けられるようにしました。回数もふえたため、1人当たりの相談できる時間もふえましたし、気楽に相談ができるようになったと思っております。

効果としましては、ちょっと相談内容は私のほうにはもう返ってきませんけれども、いろいろ相談してスッキリしたということもありますし、あと、相談された方が受診等を勧められたりとかいうようなこともあっているのではないかと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

そういうふうに相談業務をふやされて、たしか秋口からふえたんじゃないかなと思いますけれども、その中で、これまでちょっと体調を崩したりとかあって病休の方が職員の中でいらっしゃったと思うんですけれども、29年度、28年度、27年度、病気の方の職員の数はお尋ねできますかね。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

病休者の数ですけれども、ちょっと1年間を通して全部休まれたり、途中で休まれたりということもあって、それぞれの年度の人数については、ちょっとすみません、数字を持ち合わせておりませんので、後だってお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

3回目ですかね。

○議長（田中政司君）

3回目。

○8番（増田朝子君）続

では、本当に職員の方が元気であって市民サービスにもつながりますので、昨年度途中から相談業務をふやされて成果を上げられているという御答弁だったんですけども、今後、職員の方の健康管理とか、健康診断とか、ストレスチェックとか、どういう方向を担当課としては——しばらくはこの相談業務等あると思うんですけども、あと、もし課題があったりとか、今後このように進めたいとかありましたらお願いします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

今後の職員の健康保持につきましてですけども、まず、健康相談のほうは昨年の回数をふやしてから30年度も同じ形態で行っておりますので、これは利用もあっておりますので続けていきたいと思っております。ずっと健康で勤めていただきたいというのは、もう本当の願いでございますので、健康相談も気軽に行っていただくということと、それから、健康診断とかでいろんな異常等が見つかったら早期に治療なんかをしていただくようにして、本当に元気で健康的で仕事をしていただくように、こっちのほうからもいろいろアドバイスといえますか、いろんなお勧めはしていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ぜひ職員の方の健康管理とか、健康に対して御配慮をお願いしたいと思います。

次に、職員研修についてですけども、成果説明書の11ページ、こちらをちょっと私、全体でと通告をしたつもりだったんですけど、委託料ということで、①の不用額の理由というのは取り下げたいと思います。2番目の市独自の研修が減っておりますけれども、その理由をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

御質問の市独自の研修の減っている理由ですけども、これは28年度と比較して29年度が人数が減っているということになっておりますので、その違いを申したいと思います。

主なものとして次のようなものがあります。28年度で実施して29年度で実施しなかったものとしては、採用3年目から主任までを対象とした職員マナー研修が、これが28年度で29年

度は行っておりません。これは57人、28年度受講です。

それから2番目に、情報機器のサイバー攻撃となるようなウイルス対策について、28年度は特に特別の研修を行いました。これは全職員を対象としたセキュリティー研修ですが、これに28年度は149人の参加がっております。

それから3つ目として、新採職員を対象としまして校長先生の知恵袋プレゼンテーションの見学というのも、28年度はそれを行っていました。これが7人が参加しておりましたので、これが29年度では研修として取り扱っていない分になりますので。あと、初回の階層別に研修をしたりしていますので、そういったところでは、そのときの職員数に応じて差は出てくると思いますけれども、そういった違いでこの市独自研修の人数が減った理由となっております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

市独自の研修が減った中に新任3年目から主任の方のマナー研修が減ったと今、御答弁がありましたけれども、その理由と、あと、窓口の対応とか、本当にマナー研修というのは必要じゃないかなと思いますけれども、今年度は予算化されていたんですかね。もしやっていたら、次年度でもまたマナー研修というのは必要じゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

マナー研修、接遇研修でございますけれども、先ほど説明した事業については、ちょっと大がかりで一回したほうが良いということで28年度に実施しております。これは、機を見ながら数年置きにする必要もあるかもわかりませんが、そういったところは今後考えていきたいと思っております。

その他の接遇研修に関しましては、派遣研修のほうでもそういった研修がございます。それから、市職員による接遇研修、こういうものを行っておりますので、それぞれ行っていないことではなくて、対象を絞りながら毎年そこは実施をしております。（「3回目ですかね」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

今度3回目。増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、職員研修に関しては、成果表を見させていただいても、25年度、26年度、27年度と、220万円とか260万円の予算をかけていただいておりますけれども、やはり職員の方の研修

というのは本当に必要かと思しますので、今回のちょっと市独自の研修のことで今はお尋ねしていますけれども、いつか——28年度は、予算は組んであったんですけど、もう、ちょっと忙しくて行けなかった、参加できなかったという年度があったと思います。そういうことじゃなくて、本当に職員の方が研修をしていただいて、それが市民サービスにつながるようにどんどん職員研修には力を入れていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、保健衛生費、125ページの、目では環境衛生費、19節、負担金、補助及び交付金で、猫の避妊及び去勢助成というのがありますけれども、こちらで15万円、決算がなっておりますけれども、こちらの避妊と去勢の件数と、あと、これは15万円の決算なんですけれども、昨年度、それ以上に問い合わせとか、そういうのがなかったんでしょうかというのをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

猫の避妊及び去勢の件数でございますけれども、昨年度の件数が、雌の避妊が31件、それから、雄の去勢が14件、合計45件ということでございます。

この予算額につきましては全額を消化しておりますけれども、実際、29年度末現在におきましてお問い合わせのあったところがありましたので、これの需要といたしましては、要望といたしましては、この予算額以上にはあっているという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、需要としてはあるということですね。実際、私の住んでいるところでも結構猫が多くて、結構ふえている状態なんですけれども、そういった意味で、じゃ、今後もし需要があって、ある程度補正を組んでいただくとか、そういうのもできますでしょうかということと、あと、周知的にはどんなふうにされていますでしょうか。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

今後の予算の関係でございますが、ちょっと今後のことは申し上げられませんが、平成30年度におきましては、29年度と同じく15万円の予算を計上して事業を進行していると

ころでございまして、先ほど申しましたように、3月の時点で御利用いただけなかった利用者さんが4月に入ってから使用されているというケースはございます。

そこで、この事業の周知につきましてなんですけれども、実際に平成28年度に事業が始まりましたときには、市報ですとか、防災無線、各地区の回覧なんかで周知をしたことはございましたけれども、それ以降に関しては特段しておりませんで、現在はホームページにおいてもしていないというところで、そこにちょっと問題があるかと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、これはちょっと本当に結構、猫の問題も、かえってふえ過ぎて近隣の住民の方にちょっと少しあったので、各飼っていただいている方が責任持って、そういう避妊と去勢をしていただきたいと思いますけれども、じゃ、需要に関しては、今後、補正を組んでも柔軟な対応をしていただきたいと思います。

それでは次に、広川原キャンプ場のことで、成果説明書184ページです。

こちらですけれども、こちらは①の改修箇所と質問してはいますけれども、こちらはコテージデッキの改修とコテージ天井改修とありますけれども、28年度もコテージデッキの改修があったんじゃないかなと思いますけれども、その辺をちょっとお伺いします。それと、現在の運営上の課題をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

まず、改修工事についてですけれども、28年度も確かにコテージデッキの改修を行いましたけれども、その時点では、上のデッキの水平な板の部分、その部分を部分的に張りかえを行っております。29年度につきましては、下の土台もやはり老朽化して、木ですので、もう十数年たっております。その部分の改修を、29年度につきましては、もみじを行ったところでもあります。

それと、課題につきましては、毎年閉山式の折に、管理される方も一緒になって反省会をやっておりますけれども、課題としては特には今現在はありませんが、要望として、昨年度はかなりスズメバチの巣が多くて、その駆除に大変苦勞をしたというようなお話もありまして、今年度につきましては、昨年度ほどのハチの被害はなかったかなと思っております。

それと、運営の中でいろいろ、バーベキューセットの貸し出し方とか、そういうささいな話はございます。

それと、基本的に施設としてもいろいろ、昭和52年からの開設でありますので、老朽化し

ている部分の補修等が出てくるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

今、運営上の課題としては大きなことはないと答弁がありましたけれども、昨年、29年の決算特別委員会の審査の報告で、労働力の確保とかが課題にあっていて、その委員会の中では地域おこし協力隊とかなどの活用も視野に入れるべきではないかという報告がっておりますけれども、今後、広川原キャンプ場の運営について市としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

労働力の確保につきましては、今年度、男性の方1名、それと女性の方1名、新たに加わっていただいております。

それと今後は、基本的に毎回答弁いたしておりますけれども、開設当初から地元の地域の方々と心もったおもてなしの心で運営をしていただいておりますので、そこはあくまでも中心と考えて今後どうやっていくのか、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

すみません、ちょっと時間もあれなので、ちょっと申しわけないんですけども、DMOと国際は、ちょっとすみません、飛ばさせていただきます、先に大会等誘致対策事業についてお伺いします。202ページ。

○議長（田中政司君）

商工費は2つ飛ぶということね、委託料と負担金。

○8番（増田朝子君）続

はい。時間があつたらさせていただきます。

すみません、決算書の147ページ、成果説明書の202ページでお尋ねします。

こちらの大会等誘致対策事業で不用額が出ておりますけれども、その理由と、それと、こちらは、今までは、例えばグランドゴルフとかの、ほかのを一緒に修学旅行に特化してなくてされていましてけれども、今回は修学旅行に特化して決算で上がっていましたが、これは修学旅行もだんだん、成果の表を見させていただきましても年々減っているんですよ。

ね。そこがちょっと要因としてどういうのがあるかということと、あと、旅行業者への働きかけはどのようにされていますでしょうかという、ちょっと3点お願いします。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

修学旅行については、平成29年度については、実は修学旅行者数については28年度より増加しています、微増ですね。ところが、これはちょっとあくまで想定の話ではあるんですけども、少子化によって子どもが少ないということで、申請の要件に該当しなかったのか、あるいは補助額が少ないという部分があって申請をされなかったのか、そういった理由で申請件数自体が少なくなって、こういったように不用額が発生したのかなと考えているところです。

それともう一点、28年度までは、修学旅行で補助金の申請をする場合は年度内に申請をしていいですよということでした。ところが、年度内申請をしていたところ、3月に申請をされたりとか、そういったことで事務が物すごく煩雑になったもので、宿泊後30日以内に申請をしてくださいということでホームページ等にも掲載をしております。そういったことで、申請忘れというのも出ているのかなというふうには思っております。ただ、申請がおくれたからと云々の苦情は今のところはあっていないような状況でございます。

このお知らせの方法としては、もちろんホームページには掲載をしておりますし、各宿泊施設の方からも情報は提供していただいております。

それとあと、東京とか大阪で旅行業者に対しての商談会等がございますので、その際にも、こういった修学旅行に対する補助制度がありますというふうなお知らせというか、PRはしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっとまず、子どもさんの数が減ったりとか、あと、申請の仕方が変わったということでも少し減少になったかなということですけども、ちなみに今年度はどれくらいあるか、わかりますか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

今年度の申請の件数と……（「はい。どのくらい今は、ちょっと経過ですけど」と呼ぶ者

あり)今年度はまだ、すみません、資料が手元にはないんですけれども、そう多くは申請されていないようです。

以上です。

○議長(田中政司君)

増田議員。

○8番(増田朝子君)

この事業自体、じゃ、今年度と来年度からも担当課としては進めていきたい事業なのか、あと、もう一工夫したりとかして利用者の方をふやしていこうかと思われているのかというのをお尋ねします。

○議長(田中政司君)

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長(井上元昭君)

お答えをいたします。

この制度、誘客には必要な制度だと思っておりますので、続けていきたいと思っております。

ただ、昨年度、議員御指摘のように、不用額が発生しておりますので、もっともっと利用していただけるような形を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長(田中政司君)

増田議員。

○8番(増田朝子君)

じゃ、ぜひせつかくの予算を組んでいただいておりますので、有効に使っていただきたいと思っております。

続きまして、市営公衆浴場指定管理についてお尋ねします。208ページになります。

こちらですけれども、①番に、昨年より利用者数、売上額が減少している理由はと通告しておりましたけれども、この効果の中で、昨年度は老人福祉センターの利用があったため売り上げが増加したとありますので、これは承知いたしました。

その中で、この表の中でちょっと気になったのが、うれしカードというのがあります。152%の前年度比に上がっておりますけれども、このうれしカードというのが何なのかということと、あと、ちょっと順調にシーボルトの湯を運営されているわけなんですけれども、その中でも今の課題というのは何でしょうか。

○議長(田中政司君)

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長(井上元昭君)

お答えをいたします。

まず、うれしカードについてですが、うれしカードというのは、嬉野の商店街の方が組合をつくってうれしカードというのを発行されて、ポイントがつくようなカードになっております。もちろんそれがシーボルトの湯でも御利用可能ということで、それを、うれしカードを提示されて、例えば、入浴券を買われた場合にポイントがつくわけですね。そのポイントをうれしカードの組合のほうに何ポイントつきましたとか、それを利用されましたとか、そういったものがここの収入として上がってきているような状況です。ポイントの還元分といえますか。

それと、課題につきましては、入場者数は年々ふえております。そういったことで、どんどん伸びて何百人もという部分には、もうもちろん対応ができないだろうとは思っておりますけれども、ちょっと大きいというか、今後出てくるだろうというのが、施設の老朽化による修繕とかが上がってくる可能性というのが考えられるかなというふうには思っております。ただ、今具体的に何がというふうではございませんが、とにかく公共施設全て全般だと思っておりますけれども、そういった老朽化というのは必ずありますので、そういった場合にどう行っていくのかというのが課題かなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

施設の老朽化が今後の課題になるだろうということですが、このシーボルトの湯は、先ほど課長答弁にありましたように、皆さんが、市民の方が利用されて、本当にその収益でいろんな広告、宣伝とかしていただいておりますけれども、その中で、休憩室も結構105%と上がっております。その中で、そこで、例えば、食事のことで利用者の方から何かお声が、食券販売手数料はちょっと下がっておりますけれども、そのことに対して何か市民の方のお声はないでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

食事関係については、もう運営から何年もたっていますので、特別にそういったお話は聞いていないようなところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

では次に、そしたらすみません、都市計画費はちょっと飛ばさせていただいて、すみません、163ページ、消防費、災害対策費、13. 委託料、大草野防災広場整備事業、成果説明書の17ページですかね。

こちらは先般の辻議員の一般質問でもあったんですけども、ちょっと確認の意味で質問をさせていただきますけれども、こちらは29年度の当初で予算化されたものですが、こちらに上がっている分で、調査費というか、測量の分で上がってまして、29年度の3月補正で繰越明許ということで928万9,000円が上がっていました。

それで、今後の計画というか、その確認なんですけれども、今どこの状況まで進んでいきますでしょうかということと、あと、用地買収とか、それはいつごろされるんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

大草野防災広場の進捗状況でございますけれども、現在の状況ですね。29年度に測量設計を行いまして確定をして、30年度に繰り越しをさせていただいております。今のところ、用地購入のほうを順調に進んでおりますので、今年度中には用地の買収は終了の予定でございます。その後、登記等も行いまして、31年度から工事に入っていくような予定となっております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

今年度中には用地買収ができて31年度から工事にかかるということですが、29年度当初予算の説明の中で、この大草野の防災広場を先駆けに、今後、小学校区ですと随時進めていきたいということで計画されているんですけども、今後、後の小学校区というのがこの前の答弁でもありましたけれども、今現在あるグラウンドとかはちょっとまだ狭いかもしれないという御答弁があったんですけども、今後、各小学校区で進めていくためには、これはもう本当に市の方針としては一日でも早くそういう瓦れき置き場というか、第1次仮置き場としての整備を早急に進めたいということで上がったものなんですけれども、今後ほかの地区をどのように進めていかれようと思われていますでしょうか。あと、地域コミュニティとかの自主防災組織との連携も視野に入れながらということですが、そのことについて、各コミュニティとか行政嘱託員さんの方に説明とか、そういう方向性とかのお話はされていますでしょうか。

○議長（田中政司君）

今んとは一般質問ですもんね、完全に。もうちょっとあれですけど。今、決算の質疑とはかなり……（「すみません、取り消します」と呼ぶ者あり）もうあと1分ですけど。増田議員。

○8番（増田朝子君）続

じゃ、今回の大草野に関しては、順調に進んでいるということで理解しておきたいと思えます。

では、もう時間もあれなんですけれども、都市計画費の嬉野温泉駅周辺の委託料で、成果の219ページ、簡単にこの事業の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

お答えします。

219ページの業務についてのそれぞれの説明ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、官民連携手法検討業務につきましては、駅前の周辺のまちづくりについて、民間業者の参画が不可欠というふうに考えております。この民間業者の公募を進めるに当たって事業の選定をする必要があり、官民連携の手法や役割分担のあり方を具体的に検討するものです。事業者の公募の要項案の関係を作成する業務でございます。（「すみません、もう時間が無いので、いいです。すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

後で聞きに。（「はい」と呼ぶ者あり）増田議員。

○8番（増田朝子君）

じゃ、すみません、これで終わります。

すみません、ちょっと通告が多過ぎて時間内におさまりきれませんでした。どうもすみませんでした。終わります。

○議長（田中政司君）

これで増田朝子議員の質疑を終わります。

次に、11番山口忠孝議員の発言を許します。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

後がつかえておりますので、簡単に行きたいと思っております。

まず、105ページ、社会福祉費、老人福祉費、13節の委託料、この分の不用額が昨年とすると大きく増加しております。その要因は何かということと、その委託料の中の緊急通報体制整備事業の実績が成果説明書107ページを見ますと減少しておりますけど、その要因は何かという2点をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

まず、不用額が昨年と比較すると増加している理由でございます。

介護予防支援業務や総合事業計画作成業務において、高齢者の要支援の認定を受けた方が総合事業対象者の方お一人お一人に介護サービスを受けるための計画、介護予防プランを作成しております。全てを地域包括支援センターで行うのではなくて、その一部を市内の居宅事業所のほうに有料で委託しております。29年度は、その委託件数が昨年度よりか少なくなっていると、有料分が少なくなっているということで、その分がまず減少した要因でございます。有料件数が少なかったことによりというのが逆のマイナス要因になりますけれども、そのほかに、高齢者の介護予防教室を開催しております。利用者の病気や入院による欠席や中断、または、そのようにして減少はしております。後半部分に新規の参加申し込み者を募集しているんですけども、ちょっと広報が足りなくて新規の加入参加者がふえなかったということで、いろいろな事業を行っていても、全体的に参加者が減少したことによってその分の不用額がふえたということになりますね。ですから、上のほうも委託数が少なかったものですから、要らなかった分で不用額がふえたということになります。居宅事業所のほうに有料で委託した件数が少なかったことにより経費が少なくなって不用額がふえたということですね。

あとのほうの分は、介護予防の参加者が減少したことにより、これも経費が要らなかったと、それは余りよくないことですが、経費が要らなかったということで御理解いただきたいと思います。

2番目のお尋ねです。

緊急通報システムにつきましては、29年度の委託料の単価がまず下がったことが要因です。入札によりまして、28年度までの単価1,540円が900円、税抜きですけれども、下がったことによりまして、1,540円が900円に下がったということですね。1件当たりの単価です。

あと、台数ですけれども、緊急通報システムの設置台数も徐々に減少しております。28年度の平均で150台、29年度の平均で137台の設置台数になっております。これによって委託料のほうも減ってきているということになりますが、この要因としまして、携帯電話を主に使っているのが原因かなというふうに思います。

緊急通報システムは緊急時にボタンを押すということで、固定電話のほうに附属してつけてありますので、そこまで行くのにちょっと時間がかかって、もう携帯番号を使ったほうが楽でもあるし、近いし、すぐにできるということで、徐々に緊急通報システムじゃなくて携帯電話を使って連絡されているということで、設置台数のほうも減少しているというのが主

な原因かなというふうに思います。ですから、単価の減少と設置台数の減少が原因でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それで、今年度の30年度の予算がやはり大分大幅に、7,000万円ぐらいに予算を減額されておりますけど、先ほど申されました不用額の出た委託の、そのことが要因で今年度の予算はその分少な目に予算をされたということで理解してよろしいですね。

それからもう一つ、緊急通報システム、これは携帯電話がもう最近普及してお年寄りの方も持っていらっしゃるんですけど、一応このシステム自体はこれからも利用数が少なくなっても維持していくというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

緊急通報システムにつきましては、台数の減少はあることは事実ですけれども、これがないと——携帯電話をお持ちでないという方はいらっしゃるかも知れませんが、いらっしゃる方にはこれが唯一の連絡手段でございますので、このシステムについてはそのまま維持していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

次よかですね。

○議長（田中政司君）

はい。

○11番（山口忠孝君） 続

それでは次、108ページ、臨時福祉給付金費です。

19節、負担金、補助及び交付金、この不用額が大きく出ておりますけど、この不用額は、この給付金を受け取らなかったと考えてよろしいのかどうか、そこをまずお聞かせください。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

臨時福祉給付金事業費につきましては、当初、支給対象となる住民税非課税者を6,500人というふうに見込んで予算計上をしております。そのうち、生活保護受給者などの制度の対象とならない方を除いて実際の給付対象者は6,183人となっております。そのうち、最終的に申請をして受給された、もらいにこられた方が5,290人、申請率85.56%というふうになっております。1人当たり1万5,000円の支給額でしたので、計算すると7,935万円ということになります。したがって、不用額の1,815万円がそのまま受け取らなかった額にはなりません。その内訳は、給付対象者であるが申請されなかった分、先ほどの分の差額になりますかね、6,183人から5,290人を引くと、893人の方が申請されなかったということになりますので、その分が1,339万5,000円で、残りは、先ほど言いました制度の対象とならなかった方です。317人分の475万5,000円、合わせて1,815万円ということになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

通知をしたけど、申請をされなかった方もいらっしゃって、その方も対象者ではあるけど、向こうのほうで申請をされなかったと。こちらのほうからこういうのがありますよという周知の、それはもうそういう方たちに対してもなされたんですか。その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

この給付金につきましては、当初においては、市報や班回覧などで広く広報を行って周知を図ったところでございますけれども、その周知にかかわらず結局は来られない方もいらっしまったわけですね。その方には、申請期日の1カ月前に再度通知を個別にしております。当初においても広報を行いながら、対象者たちには個別に申請書の送付をして通知をしておりましたけれども、未申請者については、期限の1カ月前に再度通知を行っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、次へ行きます。

次、166ページですね。教育総務費の報償費、放課後等補充学習支援事業の実施内容の、まず、詳細説明をお願いいたします。ここに書いてありますけど、ちょっともう少し。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

詳細ということでお答えしたいと思います。

本事業は、平成26年度から始まった佐賀県教育委員会の補助事業でございます。5分の3を県が補助して、あとの5分の2を市で出すというところですが、目的としては、中学生の学力を高めると。放課後に週に1回、または2回、1時間程度学校に講師を招いて、英語と数学が中心ですが、補充学習を行っているというところですね。指導者としては、元中学校の先生という方が一番多いです。あと塾の先生とかも来ていただいております。教材は、各学校、中学校で準備していただいております。期間としては、大体9月、中学3年生の部活動が終わった9月ぐらいから始めて受験までの2月までぐらい、週2回程度ずっと行われています。この成果としては、例えば、塩田中、嬉野中では、もう習熟度に応じた指導ができるということで、子どもたちの力がついたと。それから、吉田中とか大野原中は、非常に子どもたちの数も少ないですので、非常にきめ細かな指導ができて苦手教科の克服にもつながっていますよということで、志望高校の合格に一助、一つの要因にはなっているのではないかというふうに考えております。

このくらいでよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それは、学校塾のあれとまた違うとですかね。中学生の、もう一つないですかね。今おっしゃったのは。その辺のすみ分け——それと違うと。一応すみません。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

今回質問に出されているところは、放課後等補充学習支援事業ということで、佐賀県教育委員会が平成26年度からずっとやっている事業ですが、昨年度、29年度は特別に嬉野市が単独というか、内閣府と直接にやりとりをして、中学校の放課後塾という事業をこれとあわせて、もうほとんど内容は同じなんですけれども、この県の事業が週に1日、2日でございますので、その残りの日を別の内閣府のほうの費用でカバーしようということでやった経緯がございます。

ただこれは、内閣府が平成28年度、国の補正予算の使い道何かないですかと、これはもともと貧困対策の内閣府の事業でございます、これは成果説明資料の246ページについていますけれども、子どもの未来応援交付金事業という内閣府の事業に沿ってやったところが

ございます。これはもうこの年度限りの事業でしたので、ちょっともう30年度はやっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

すみません、理解しました、申しわけないです。

次へ行きます。177ページ、この質問は山下議員のほうで質問しておられましたので、内容は理解しましたので、その質問をしたということで、1つだけ。不用額というか、使用料、賃借料で、校内無線LANの利用度が大きいですよね。小学校の分は合わせて1,300万円、中学校も850万円ぐらい上がっております。この使用料の支払い先は、市内にお金が落ちるのか、市外なのか。それと、校内無線LANのやつは、轟小、大草野、吉田かな、大野原かな、あとの小学校はこの無線LANを校内は使用しなくてもいいのかどうか、そこをわかれば教えてほしいです。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

まず前段の、市内の業者か、市外の業者かということでございますけれども、これは入札を行いまして、佐賀市内の業者が落札されて、5年間の長期リースでお願いしております。

ということと、あと1点、これは全小学校、嬉野地区、塩田地区、8小学校ありますけれども、全ての小学校が同一のパソコンに切りかえたということで、今まで塩田地区、嬉野地区、それぞれパソコンの中身等もちょっと違っていたんですが、今回29年度に合わせて入れかえをしたと。今まで、リース切れは我慢していただいちゃってちょっと長く使っていたんで、最後のリース切れのときに合わせて全ての小学校を合わせたということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、次へ行きます。

202ページの、これも不用額ですけど、この不用額の内容をまずはお聞きいたします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

不用額の内容ということですが、不用額、こちらの分に関しましては、スポーツ大会・合宿誘致事業、こちらの分の不用額となっております。平成28年度ですが、九州大会の開催が準硬式野球、柔道、実業団バレーなど行われたんですけれども、平成29年度につきましては他県で実施されたということで、これも順番回しの分もあるんですけれども、そちらのほうで実績が下がったというところもございます。

また、全体的に大会合宿、こちらの合宿誘致のほうの件数が減ったのも一つの要因と考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

多分そうですね。スポーツ合宿誘致の費用が、28年度と比べますと大分29年度は落ち込んでおりますけど、その辺のところはどうなのかなというのを伺いたんですよ。それで、今おっしゃっている大会がこの地区でなかったから一つは減ったと。もう一つは、合宿自体が少し減っているということなんですけど、その辺の対策というか、これからはどのように考えておられるか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

大会開催につきましては、先ほども申し上げましたとおり、順番回しとかいろいろございますけれども、あと、スポーツ団体の合宿の誘致につきましては、地元の幅広く競技を行っているスポーツ団体、サッカー協会とか、それから、野球に関してもそうですけれども、またあと、ソフトテニス関係が県外からの選手をたくさん集めて大会を開くということをやっておられますので、ぜひそちらのほうも伸ばしていきたいと思っております。

また、大学の合宿誘致、大学のほうも15件ほど、かなり多く、準硬式野球部の方が来ていらっしゃると思います。こちらのほうも、また話はちょっと飛びますけれども、ミズノとも連携事業等もありますので、そういった関連した大学、そういったものを参考にしながら誘致のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

もう一つお伺いしたいんですけど、ここの同じ節なんですけど、国際スポーツ大会キャンプ誘致推進事業とか東京オリ・パラ首長連合とか、そういうふうにキャンプ誘致を目指されていると思いますけど、オリ・パラとか、そういう大会のキャンプ地の決定、まだ決定はしていないと思いますけど、いつごろそういうふうに、毎年毎年、もう昨年度ぐらいからやっておられると思いますけど、もうめどというか、そういうのが少しわかるんですかね。または全然——幾らかの候補のいろんなスポーツの、それはこの前、一般質問でも市長のほうから答弁いただきましたけど、どういうふうな状況なのか、少しわかれば、簡単に結構です。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

オリンピック・パラリンピックの候補地ということですが、今現在、嬉野市におきましては、オランダ、フィジー、ニュージーランド、この3つのところが佐賀県のスポーツコミッションと一緒に活動をしておるんですけれども、状況としてはそろそろ候補地を絞ろうという動きになっておるところでございます。オランダに関しましては、事前に野球チーム、それから、また今回も来ますけれども、空手チームとか、そういったもので合宿に関して実績はあるんですけれども、あと、フィジー、ニュージーランドに関しましては、まだ接触がうまくできていないところもございますので、そろそろ絞ろうというお話をしております。

それから、パラリンピックに関しましては、なかなか競技団体との接触もちょっと難しいところもございまして、ただ、12月に耳が不自由な方のサッカー日本代表、デフサッカーと言いますけれども、こちらの方が12月に合宿に来ていただくようになっております。ですから、そこいら辺を中心に住民の方に周知をしていく中で、パラリンピックのほうも市民の方に御理解をいただいて周知に前向きに考えたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

よろしく頑張ってくださいと思います。

それでは、よかですね、次に。

○議長（田中政司君）

はい。

○11番（山口忠孝君） 続

218ページの、これは国保会計のほうですよ。これで、今年度から県に統一されておりますので、赤字解消分を昨年度、委員会のほうでは地域福祉基金からその分4億円を充当するというお話をお話を伺っていたんですけど、この決算を見てみますと、290ページのところ、一番最後の基金のところですよ、その内容は、動いてはいますけど残高も全然変わっていないから、その辺のところをどうされたのか、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

まずもって、30年3月議会で説明いたしましたとおり、29年度中に地域福祉基金を取り崩して国保会計の赤字補填分として充当しております。

ただし、この地域福祉基金というものが地域における保健福祉活動の推進を図るための基金でありまして、国保特会が所管する基金ではございません。ですので、これが一般会計に所管する基金ですので、地域福祉基金を取り崩した額は、まずは一般会計の歳入で受けるということになります。決算書で66ページを見ていただくとわかるんですけども、こちらのほうに地域福祉基金繰入金という目、同じく節がありまして、ここでまず、2億5,000万円を受けております。その後、決算書の、今度は歳出のほうの100ページのほうに、一般会計のほうから国保会計への繰出金という節がありますけれども、こちらから法定内の繰り出し分と含んだところで、この中に入っているんですけども、2億5,000万円を国保会計へ繰り出すという会計処理をいたしております。それを今度、国保会計の決算書、218ページ、こちらのほうの歳入の費目で一般会計の繰入金の中で赤字補填分として2億5,000万円を受け入れるという決算書上の動きになっております。（「290ページは」と呼ぶ者あり）290ページの、多分、基金の残高のお話だと思いますけれども、先ほど申しました基金の繰り入れ処理については、決算見込み等を勘案してぎりぎりまでちょっと歳出見込み額等を図りながら入れておりますので、5月末に基金の繰り入れ処理を行っております。

ただし、こちらの基金は通帳で、会計課のほうで管理されておりますけれども、こちらの基準は3月31日現在で会計年度での締めになっておりますので、その分、5月に動かした分の増減の分については、この29年度中の基金の残高の分には上がってこないということになります。ですので、5月末に動かした2億5,000万円については、来年度、平成30年度の決算書のほうに上がってくるものということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（田中政司君）

これで山口忠孝議員の質疑を終わります。

以上で通告のあった質疑につきましては、全部終了をいたしました。

引き続き、日程第2．決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託についてを議題といたします。

議案第80号 平成29年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第89号 平成29年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの10件については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、平成29年度決算特別委員会を設置し、審議したいと思っております。委員会の定数は、議長及び議員選出監査委員を除く14名とし、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第89号までの10件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番山口卓也議員、2番諸上栄大議員、3番諸井義人議員、4番山口虎太郎議員、5番宮崎一徳議員、6番宮崎良平議員、7番川内聖二議員、8番増田朝子議員、10番辻浩一議員、11番山口忠孝議員、12番山下芳郎議員、13番山口政人議員、14番芦塚典子議員、15番梶原睦也議員、以上14名を指名いたします。

ここで休憩をいたしたいというふうに思いますが、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いしたいというふうに思います。

それでは、ここで14時50分まで休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

決算特別委員会委員長に辻浩一議員、副委員長に梶原睦也議員が決定をいたしました。

それでは、日程第3．追加議案に係る議案質疑を行います。

今回の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定をしておりますので、御注意ください。

それでは、議案第90号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、使用料条例の全体的な内容になるかというふうに思いますけど、まず使用料条例の基本方針を定めているかというようなことです。それと、指定管理者との協議は済んだかという、この2点をまずお聞きしたいというふうに思いますけど、いわゆる使用料の改正については、我々もこの使用料が本当に妥当なのかというような判断材料がないんですよ。そういうふうなことで、こういった聞き方をしているわけです。

いわゆる使用料というのは維持管理費に充てるというふうになっておりますので、やはり使用料は維持管理費掛けるの受益者負担率というようなことになるかというふうに思います。維持管理費というのは受益者負担プラスの公費であるというふうに私は理解をしておりますけど、そういった基本方針を定めているのかと。ここに上げておりますように、使用料の算定基準、見直しは何年ごとにするとか、施設の老朽化で差をつけるのとか、減免の基準は一緒とか、他の市町の施設の使用料は参考にするのか、そういったことを基本方針を定めるのかですね。定めて、他の施設に対して、それを基本に施設、施設の算定基準を設けるというのが本来のあり方じゃないかというふうに私は思うわけですよ。そういうことで、まず基本方針は定めているのか。そして、指定管理者との協議。指定管理があれば指定管理者との協議は済んでいるのか。そして、全体的な算定基準がわかれば示していただきたい。この3点をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田中政司君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の使用料全般にわたることでございますけど、基本方針、これは提案説明の際に4つの方針を設けておりますというようなことで、これが今回についての基本方針ということで思っております。ただ、先ほどの通告書の中にもあります施設の算定基準とか、こういったものについて本市独自であらかじめ基本方針は設けておりません。ということで、これは今後も定期的な見直しは当然必要だと思っております。

それと、基本方針は必要という認識は持っておりますので、今後、策定がすぐにとということになるかどうかわかりませんが、ただ、今回の使用料の後には、早速、基本方針の策定に入りたいと思っております。その際には市民の声も反映させるべく、パブコメ等も行って策定をしていきたいと考えております。

それと、今回、指定管理者の施設の部分も入っておりますけど、これについても今回の基本方針、4つの基本方針に沿って見直しを行ったところでありまして。ただ、事前の調整というのは、これぐらいになるよというような話は、そこはあっていると思っておりますけど、事前の

調整という意味では行っていないというところでございます。

全体の算定の基準ということですが、これはこれまでの各施設の使用料がありますけど、これを基本方針にもあった同種の施設とか同じ規模の施設、こういったことでの算定の基準ということにしております。それとあわせて、他市等の状況ですね。これも踏まえたところでの基準で全体的に算定をしているということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

いわゆる受益者負担の考え方というのが一番やっぱり大事じゃないかというふうに思うわけですね。やはり施設をつくる時には、利用する人と利用しない人も同じ税金を払っているんですね。そういったことで、ぜひ今回の使用料の改定、私は大賛成なんですけど、改定が遅過ぎたと。もっと早くするべきであったというふうに私は今も感じております。そういうふうなことで、収入が云々の話じゃないんですね。やはり受益者負担の応分の負担というのはやるべきだというふうに思っております。

ただ、私が一番心配だったのが、我々としての使用料の改正をするに至った説明責任というのがありますので、なぜ100円が300円になったかというような、そういった判断材料がなかったからこういうことを言っているんですけど、やはりそういった基本方針というのをきちんと今後定めて、そして指定管理者につきましては早く協議をしていただきたいなど。やっていないところはですよ。そういうふうなことで、そうしないと利用料金に直接はね返ってくるわけですね。というのは、やはり上げると利用者が少なくなるというようなこともありますので、そこら辺の調整をうまくやっていただきたいなというふうに思っております。もう答弁はいいです。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問を行います。

議案第90号のコミュニティーセンター条例の一部を改正する条例に関してなんですけれども、第7条第3号に「政治活動、宗教活動又は」という文言が、今度、改正条例案に関しては削除されている状況なんですけれども、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

削除されている理由についてお答えいたします。

平成30年第2回定例会で嬉野市の、これは地域コミュニティセンター条例の際だったかと思うんですけども、このとき質問があり、答弁をいたしましたように、ほかの条例との整合性を図って、そのときは「政治活動、宗教活動」の文言を入れておりました。ただ、地方自治法第244条の規定に基づいて、公の施設としてということ考えた場合、市全体の条例について同じ方針で見解を模索した結果が、今回、同じような施設についてはこのように文言を統一して削除しているということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

わかりました。そしたら、次に移りたいと思います。

別表第1の備考2のところなんですけれども、これは「各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表に定める施設利用料の10割増しの額とする。」と記載がありますけれども、改正前は3割という状況でしたが、3割から10割へ値上げされた根拠というのを教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

3割から10割へ値上げした理由というのは、地方自治法第244条の規定を鑑みても、嬉野市の住民以外が公の施設を利用する場合、嬉野市の住民よりある程度高額な使用料を徴することは許されると考えております。近隣市町の状況等を参考にさせていただいて、今回の検討をさせていただいております。近隣等の市町とかと比較をいたしますと、近隣市町におかれましては市外の方で10割負担をされていらっしゃるということで、うちのほうも、うち以外の市町の方が利用されるときはその分を10割ということで値上げしたということになっております。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ある程度のことは理解しましたが、ちょっと先ほど諸上議員からあった削除の理由なんですけど、これに対しては文言の統一ということであって、これまでこの条文によって不都合があったとか、諸問題等が発生してとか、そういったことではないということですね。わ

かりました。

次の外税とした基準及び根拠と内税とした基準及び根拠、これをお伺いしますけど、施設利用料というものが外税ですね。冷暖房使用料は内税となっていますが、まずはその詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

外税にした根拠というのは、今回の消費税改定の理由にもなってくるかと思うんですけども、消費税引き上げ分を転嫁する改定を実施しないと、使用料の不足分が生じるということが1点。2点目に、不足分は市民の税金で賄うことになる。3点目に、同じ市民で不公平感が生じるというようなことで改定をしております。外税については、基準としては徴収時における利便性を考慮して、消費税後の金額の10円未満は切り捨てということで統一をしております。

次に、内税についてですけれども、うちのコミュニティーセンターのほうの冷暖房使用料について内税にしておりますが、これはコインタイマー式の施設となっております。コインタイマー式施設については100円とし、内税としているんですけども、基準とか根拠というよりは理由なんですけど、外税にすると新しいコインタイマー式の器具をまたわざわざ購入しなければならないということになります。コインタイマー式の器具というのが大体使用硬貨専用となっていて、1金種専用となっている場合が多くて、今使っているのが百円硬貨を入れて使う分とか、例えば、十円硬貨だけしか入れられないということになりますので、そういったことで、実際のコインタイマー式をわざわざ購入して10円上げるとかいうことではなくてということで、コインタイマー式の施設のため、内税ということでしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりました。

それともう一つ、ここには載っていないのかな。第12条においてですけど、減額とか免除とかというものもありますよね。その中で、減額対象者においても減額をされた使用料から、備考2の4つの各号に該当しないとか、あと加算の対象になるのか。また、その場合、備考3の合算した外税も加えた額というので、そういう捉え方、考え方でいいのかですね。減額対象者においてですね。そこをちょっとお伺いします。（「91号ですかね」と呼ぶ者あり）90号です。90号で、多分この……（発言する者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後 3 時 5 分 休憩

午後 3 時 7 分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

減免をされたものに対して、その後に消費税を加算するのかということですが、その分については減免された方にも外税となっておりますので、その後、消費税を加算することになります。

あともう一点の分の、市外の人に対して割り増し料金を取った後に消費税を外税でかけるのかということですが、その分もそのようにすることになります。

以上です。（「結構です。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

大体わかりましたけれども、まず全般のところ、②で料金改定の検討をするに当たり、検討会のメンバーはどなたでしょうかというお尋ねと、あと先ほど山口政人議員の質問でもありましたけれども、私も指定管理のところは本当に指定管理者の方との協議が必要じゃないかなと思ったときに、ここに検討会のメンバーが本当に入っていないんじゃないかなと思ったので、ちょっとここで質問をさせていただきました。まず、そこをお願いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

今回の使用料の改定に至った経緯から説明したいと思いますけれども、まず使用料の改定、市内料金統一等がなされていないと。そういった事情等で改定が必要ではないかということ、を政策会議のほうで検討いたしております。それが5月7日に政策会議のほうで今の状況を説明しまして、来年10月には消費税が上がるということもございましたので、早急な検討が必要だろうということで政策会議で検討をしております。政策会議においては各部長がメンバーということになっております。

それを受けまして、5月23日に各施設の所管課の担当副課長を集めまして、第1回目の施

設の担当者レベルでの打ち合わせを行っております。そこで、市内の同一施設については料金を統一しましょうと。それと、市外の同一施設と比較検討、調整を行きましょうと。それと、基本的には外税方式を採用すると。これは今後、消費税が8%から10%、10%から幾らかに上がっても条例のほうで対応できるということで、外税方式の採用ができるものについてはできるだけ外税方式にしようということ。それと、先ほどありましたような市外の方の利用の場合の割り増し率の統一、これについても施設によってばらばらでしたので、これについても統一をしましょうという、こういった方針を説明しまして、それで各担当が持ち帰って料金の検討をお願いしております。そのときに、会議室等については各所管課がまたがっておりますので、そこで分科会を設けていただいて、会議室については料金の統一を図っていただいております。あとのまたがっていないところについては、各担当のほうでそれぞれ検討を行っていただいております。その検討の結果を、6月27日に一応使用料の改定の案を持ち寄って、1回目のメンバーで使用料の改定案の確認を行っております。

そのときに、全体的にそれぞれの部会ごと、担当課ごとで案をつくっていただきましたけれども、その時点で1度寄せてみて、そこでまた全体的に見ておかしいところがないかというような確認をして、そこでここについてはもう少し検討が必要ではないでしょうかというような意見を出し合いまして、それで再度、各担当で持ち帰って、そういった指摘があった分について再検討をしていただいております。

その後、その検討結果を受けまして最終的な改正案を取りまとめまして、その後、政策会議のほうにその案を持ってきまして、政策会議のほうで法制審議会を兼ねまして説明を行って、そこでも提案に対しての意見を聞いております。そこでも幾つかの修正案がありましたので、そこでも幾らかの訂正をいたしました後に今回の条例改正案ができた。

議員御指摘のように、指定管理者等はそういった今回の全体的な会議には入っていらっしゃらないと。財政課所管でいいますと、みゆき公園が指定管理者になりますけれども、そことは料金決定までにはいろいろ意見を聞きながら調整を図って決定をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。本当に政策会議とか庁舎内での会議の中で、そこに持っていく間に、先ほど答弁いただきましたけど、現場サイドとか、指定管理者とか、公民館とか、現場の方の御意見を聞いていただいて、そうして持って行っていただいたということは本当にありがたいと思います。

そこで、先ほどから出ています減免ですね。減免の内容的にはどういったものが対象とし

てられますでしょうかというお尋ねをよろしいですかね。

○議長（田中政司君）

それは今回の議案じゃなかわけです。

○8番（増田朝子君）続

本当ですか。わかりました。じゃ、次の第7条に行きます。

先ほどもありましたけれども、第7条で「政治活動、宗教活動」という文言が削除されていますけれども、まず第7条が「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。」とあって、こちらの政治活動とか宗教活動というのが削除されているわけなんですけれども、じゃ、今後、その内容によっては政治活動、宗教活動というのは許可することもあるということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

政治活動、宗教活動について許可をすることがあるかどうかということですが、政治活動、宗教活動で会議室を借りる場合の内容によりけりだと思います。そのときに応じての対応をしていくことになるかだと思います。

この条文を見ていただいたらわかりますように、その分は削除はしておりますけれども、することができるということになっておまして、あと一番最後の文言等を見ていただいたら、判断をすることが市長のほうができますので、それで対応していくことになると思います。普通、基本的に公の施設ですから受け入れというのはするんですけれども、特に問題がある場合は別になるかだと思います。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号 嬉野市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

取り下げます。そしてまた、以下の条例につきましても通告は取り下げます。

○議長（田中政司君）

ずっとですね。

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私は2点だけ。こちら外税となっておりますが、市のコミュニティーセンター条例とは違って、施設の使用料及び冷暖房料までこれは消費税がかかっております。また、市内居住者に該当しない者としてある中で、冷暖房使用料も10割増しという形になっております。それはコインとかなんとかというあれもあるんですけど、その説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

地域コミュニティーセンターについては全て外税というふうにしております。地域コミュニティーセンターは、ことし4月から行っている久間地区の地域コミュニティーセンターと轟・大野原の地域コミュニティーセンターとなっております。外税を基本としておりますので、ここはコインタイマー式とかをつけておりませんので、外税ということで基準を設けております。外税にするということで統一して行っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これは公平性ということを考えてどうかなというところもあるんですけど、また市のコミュニティーセンター条例の備考2との整合性が若干ないかなというところではありますが、そのちょっとお答えをいただきたいと思います。

そしてもう一個、先ほどもお聞きしました減額対象者においてはこれに関してはどうなるのか、それもお伺いします。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

地域コミュニティーセンターに関する分で、この分について外税というのが、コミュニティーセンター利用者と比べてみて、ちょっと不公平感が生じるのではないかということというふうに捉えていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

基本的に地域コミュニティーセンターの利用者というのが、地域に根差しているコミュニティーセンターというのもあるものですから、なかなか今のところ、4月からではありますけれども、市外の方が借りられる方はほとんどないというような現状もございます。

それと、コインタイマー式のところは、どうしても先ほど説明をいたしましたように、1器具当たり10万円近くのお金をかけて、それだけ費用対効果等も考えますと内税とせざるを得なかったところでありまして、ほかの消費税の分については全て外税ということで統一をしておりますので、その分については不公平感というよりは、こちらのほうが

公平なのかなと。コインタイマー式をつけているところのほうがちょっと金額的に少なくなるので、お得じゃないですけど、そういうことなのかなという感じを持っておりますけれども、不公平感ということではこれはどうしようもないことではないかなと思っております。

あと、減額対象者についての消費税についても、先ほどお答えいたしましたように外税でするので、その分についても税金は後でかけるような形になっていきます。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

1番、2番は先ほどの質問でわかりました。

あと1点ですけれども、よく市外の方は10割とありますけれども、現時点で、例えば、市外の方の実績はありますでしょうか。ちょっとお尋ねです。

○議長（田中政司君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

今、現時点で、4月以降になりますけれども、市外の方の実績はありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

実績はないということですが、あとこちらのコミュニティセンターは、久間と轟・大野原のコミュニティセンター、ことし4月から新しくできたわけなんですけれども、1年ぐらいでちょっとぼんと料金が上がるわけなんですけれども、そのことについて、例えば、地元のコミュニティセンターの方からのお声はありませんでしょうか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時22分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（筒井八重美君）

コミュニティ運営協議会のほうから意見はあったんですかということですがけれども、特に意見等はあっておりません。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山口政人議員、取り下げでこれもよかいですか。山口政人議員より取り下げの申し出がっております。

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、これは説明をいただいたかと思いますが、もう一度、ちょっと私、理解ができなかったので、お聞きしたいと思います。

駐車場の名称及び位置について、嬉野市営嬉野中央駐車場が今回、改正条例案では削除されている状況ですが、それがなぜかということをお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

中央駐車場の削除の理由ですけれども、今回、中央体育館ということで整備をしておりますが、あそこが整備された来年4月に供用開始と予定になっておりますけれども、4月以降は体育館の駐車場として利用の予定をしております。ということで、所管のほうは、駐車場が財政課、体育館の駐車場が文化・スポーツ振興課となった場合、ちょっと管理が2つに分かれるということで、駐車場も体育館の駐車場として整備をしようということになりまして、4月以降は同じようにゲートを設けまして、体育館の駐車場として整備をしていく予定となっております。そのときに料金等も出てくるかと思っておりますけれども、今回、条例に上がっておりませんけれども、それについては12月に別に駐車場としての条例が上がってくるかと思っております。ということで、全くなくなるということではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

次に聞こうと思っていたことまで答弁していただきましたので、ありがとうございます。

現在、市営駐車場が市民の皆様方には非常に重宝されていらっしゃると思いますので、今後の方針がどうなるのかなという不安もありましたので、今後はまた12月のほうで条例を出されるということで理解してよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

12月のほうに上程を予定されていると。基本的には体育館の利用者については無料と。体育館の利用以外で、夜間にとめるとか、通勤のときに駐車場がわりにとめるとか、そういった使い方も可能ですけれども、その場合が料金が発生するという事になっていくかと思えます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私は2つですけど、2番の内税とした基準及び根拠というのはある程度わかっているので、大丈夫です。

1番の「駐車券の紛失又は破損」で使用料が大きく変更されている、この根拠をお願いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

駐車券の紛失の根拠ですけども、これまで紛失した場合は1,000円という料金設定になっておりました。今まで1日200円で、例えば、1週間とめたら7日間で1,400円の料金が発生するんですけども、ちょっとこれを故意になくしたという申告があった場合、1,000円で済むと。1カ月であれば6,000円のところが1,000円で済むというような、そういった事例が発生しております、それについて何とかしないといけないということで、民間の駐車場であれば、1日何時間かとめた場合でも紛失した場合は7,000円とかいう料金が発生するようです。今回の3,000円という設定は、1カ月とめた場合の月決め駐車場が青空の駐車場で大体3,000円ぐらいということで、それを基準に3,000円という設定を行っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につ

いての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

すみません、これも取り下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口虎太郎議員となっておりますが、途中退席のため、取り下げといたします。

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これも同じようなことになるんですが、施設使用料において市外居住者が専用利用した場合10割増しとされていますが、これは附属設備使用料、または冷暖房料においては消費税分だけであり、10割増しが附属設備使用料及び冷暖房料にはかかっていないということになっていますよね。これに関してちょっと御説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

今度、新しく市民センターのほうが開設されますけれども、4月にオープンしますけれども、そちらのほうも先ほど内税としたコインタイマー式の冷暖房ということで予定をしております。そこの部分に関しましては内税としております。（「これは4月1日からやけん、条例は」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

すみません、私、94号と95号を間違えていまして、94号は取り下げでお願いします。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

この公民館条例ですけど、この中の嬉野市嬉野公民館、これは今、市民センターをつくっておりますよね。その代替施設だと聞いておりますけど、4月から公民館は使用されるんですか、新しく移るわけではないんですか、その辺のところはどうなっているんですか。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

嬉野市民センターは現在、建設中でございます。機能としては市民センターのほうに移動する予定ですけれども、今、市民センターに公民館機能をどのように生かしていくかということで、条例上の検討をしております、今回の改定にはのせておりません。現在、嬉野公民館を、今後、どのように活用していくのかというのともあわせて検討中でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

4月以降もまだ公民館は残して使うということですか。

○議長（田中政司君）

ここに条例の出ているということは、そういうことかなということです。（「とりあえず、どうということ。市民センターの条例つくるのはわかるよ。この分は前の分でしょう。どがんかっておると」と呼ぶ者あり）副市長。

○副市長（池田英信君）

お答えします。

先ほど課長がお答えしましたように、現在、嬉野市公民館の機能についてどのように残すかというのを検討しております、そこが決定をすれば、この公民館条例から嬉野公民館を消すと、4月以降に削除するというケースも考えられます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

検討中ということ。わかりました。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号の嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

先ほどは失礼しました。

この95号、嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例ということで、これは外税とした基準及び根拠というのはわかりました。そういう中で、施設使用料において市外居住者が占有利用した場合10割増しという形になっておりますけど、これは附属設備使用料と冷暖房料においては、消費税分だけでありまして、10割増しがかかっていないという感じなんですね。そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えいたします。

社会文化会館、こちらの例えばアリーナですね、こちらのほうを見ていただくとわかりますように、冷暖房使用料というのが1時間当たりかなりの高額となっております。ほかの会議室、そういった施設に比べますとかなり高い分でもございますので、市外から来られた方、例えば、バレーボールの試合に来られた方というのであって、これを10割増しというようなことにすると、高過ぎて使えないというような場合も考えられましたので、ちょっと高額な料金設定になっておりましたので、それで使用をやめて熱中症が発生したりとか、そういった懸念もございましたので、今回、こちらの社会文化会館に関しましては、そういった形にしております。10割増しにはしないで外税の消費税だけお願いしようという形にしております。

以上でございます。（「いいです。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号 嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ある意味、ここでは施設利用料及び冷暖房料まで市内居住者以外の方は、団体が利用する場合の使用料が10割増しという形になっておりますけど、この根拠をお願いします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

これも今回の条例全体的な考えの中で、市外の方には応分の負担をいただくというふうな考えのもとに10割増しと決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

課によって違うんでしょうけど、応分の負担をいただくところといただかないところあって、ちょっとぴんとこないところがあるんですけど、先ほどの社会文化会館のほうはかなり金額が大きくなるということもあるということで納得はしましたし、それ以外のものに関しては、ほぼほぼ統一されているので理解はしております。ありがとうございます。結構です。

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

展示室（会議）と、トレーニング室の料金は値上がりしておりますけど、あとはほとんど値下がりしています。その根拠をお示してください。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

文化センターの会議室等につきましては、今回の会議室の考え方の中で、面積によって時間当たり単価を設定いたしておりますので、それに合わせたような形で金額を設定させていただいております。

また、トレーニング室につきましては、リバティのメインアリーナがその他の利用で2,400円という設定があります。面積的にその約半分ということで1,200円、また、この後に出てくるかと思いますが、中央体育館のトレーニング施設でもその他の利用と同額の1,200円を設定しているところです。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

展示室（会議）のところは100円上がっているじゃないですか、それも面積の違いですか。

そこだけ上がっているのが気になります。展示室（展示）は変わっていないですね、会議のほうか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

展示室も一応会議室ということでみなしておりますので、実際、約70平米ございますので、70平米に該当する会議室は500円ということで、400円から500円に値上げをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それなら、展示という使い道もあるわけですか、ここに書いてある会議と全然違うけど、そういうのも今までも利用があっているんですか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

たしか文化センターが建設された当時は、一番奥のほうは展示室ということで利用をいたしておりました。ところが、もう長年の年月の中で、もう今はほとんど展示室、今ちょっと1団体に借用していただいておりますが、それまではほとんどは会議室として利用していた関係上、今は会議室という捉え方をいたしております。

以上でございます。（「そういうことね」と呼ぶ者あり）大変失礼しました。（発言する者あり）私がちょっと質問を勘違いしておりました、一番奥の部屋も展示室という名称を残しておりますので、展示でも利用は可能でございます。

以上でございます。（「でも、会議室に利用しておるのがほとんどということやろう」と呼ぶ者あり）現実はですね。（「現実はね。はい、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号 嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

すみません、取り下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

この200円が500円と大幅に値上がりしていますけど、どうしてでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

こちらの会議室についても、今回の統一した考え方の中、61平米以上を500円とするというふうな基本的な考え方のもとに、こちらの会議室が約70平米ほどございます。そういうことで、今回、統一した単価に直したいということで改定をいたしております。

なお、ここはちょっと今のところ非常に専門的な方が利用で、一般の方の貸し出しは聞いたことがございません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、最後に部長がおっしゃった専門的な、古文書とか多分そういう方たちの利用だと思うんですね。それでいいのかなと、その辺の考慮をされたのかなとちょっと気にはなかったんですけど。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

今、あそこの会議室を使っているのが一番主に塩田町の古文書研究会、また、嬉野市郷土史研究会等が中心になって利用いただいておりますが、この研究に対しましては、歴史民俗資料館にその成果をいただいて、毎年1冊、このように（現物を示す）「観瀾」という本を発行させていただいております。こういうふうな形で御協力いただいている関係上、免除という形で使用をいただいております。

以上でございます。（「免除。そいぎ何もなかということね、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号 嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これも取り下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

料金の改定になっておりますけど、この分教場をどのように使用料を払って利用がいつあるのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

こちらのほうにつきましても、市民の方が使われる場合には使用料をいただくということで、当初から設定いたしておりますものの、実際、今、ここでの使われ方がどうしてもやっぱり文化財というふうな立ち位置もございますので、今、使われるのが塩田小学校の児童がこの分教場へ来ていただいて、地元の分校出身の町民の方の話を聞くとか、パネル展、写真展をそこで地元の方が開催するとかいうふうな形で利用をさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。（「減免でしょう、それも」と呼ぶ者あり）はい、減免です。（「よかよか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今回ですね、今回といいますか、今までもそうだったんですけど、その他の催し物のための利用とありますが、催し物とは行政側からいってどのようなものまでを示しているのかをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

スポーツ以外の御利用ということで、今まで実績もございますけれども、コンベンション、研究大会、各種講演、それから、発表会、展示会、そういったものが考えられるところがございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

以前、旧体育館——今現在の体育館でも、その中に結婚式等もございましたが、新しい施設のほうで結婚式等飲食を兼ねることになりますが、そのような催し物にも利用できるのかをお伺いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

基本、今、体育施設条例の中では飲食は禁止とさせていただいておりますので、そのような方向で決定を、申請が出た後に決定をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

結構です。

○議長（田中政司君）

次に、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

第99号の嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についてということで質問いたしております。

この中で、新設の施設の料金設定の基準はどこで定められたのか、お願いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

今回の新しい中央体育館施設利用料については、佐賀市の福富体育館の料金を、同等の同じような施設なので、そちらのほうを参考にして勘案して、また、既存の体育館もございまして、その2つの体育館の料金等も兼ね合いを見まして、料金の設定をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

じゃ、福富の体育館が同規模、同内容の施設ということで参考になったと……

○議長（田中政司君）

ちょっと。さっきんとは佐賀市……（「福富や」「諸富やろう」と呼ぶ者あり）どっちが本当。（「諸富です」と呼ぶ者あり）諸富が正式ね。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）佐賀市諸富が正式です。

○12番（山下芳郎君） 続

じゃ、諸富体育館を私は見たことがありませんが、同規模、同程度ということで参考になさったということですね。

市内においては、通称リバティ、社会文化会館がありますが、そこは市民は利用するにしても、市外から利用するにしても同規模、同内容と見たときにリバティを参考にしましたか。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

先ほど申しあげましたように、リバティ、嬉野市体育館、既存の1時間当たりの料金関係、そちらも考慮しての決定ということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

これは体育施設条例の一部を変更するということが上がっていますが、この施設については全くの新設でありまして、既存の料金改定とやや内容を異にするんじゃないかと私は思いますので、この新設の中央体育館については別途に号数を変えて上程してはいかがかと思いますが、そこら辺は考え方ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

新しい中央体育館ですけれども、今あります体育施設条例ですね、その中の体育施設の一部という考え方でこちらのほうの条例に組み入れておりまして、全く新しく入っております

けれども、体育施設条例の中の一部改正ということで今回、提案しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私はこの嬉野市体育館の催し物利用にかかわる使用料において、外税、市外居住者10割増しはこれまでの他の条例において、その説明において理解はしております。ここでちょっと聞きたいことが1つあって、例えば、市外居住者が、この議案資料の21ページの4号、5号、6号に係る場合、これはトータルすると50割増しという形になって、プラス、最高入場料の税込みに100を乗じた数が加算されるという考え方でいいんでしょうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、4号、5号、6号の中の分ですけれども、入場料を徴収する場合ということでありますけれども、前号に入場料を、利用するときは10割の額を加算するところがあります。それに準じますので、その10割の額を加算した旨、その最高入場料、例えば、最高入場料S席が5,000円とかありますけれども、その入場料に100を乗じた額を加算するというようになっております。よろしいでしょうか。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号 嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

取り下げます。すみません。

○議長（田中政司君）

取り下げですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

五町田小学校がなくなっているんですけど、最初、説明会、総務企画部長がですね、今回

初めて聞きましたけど、その理由をちょっともう一回お聞かせいただけますかね。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

今回、五町田小学校の照明施設におきまして、故障において大規模な修繕が必要になっております。現在、送電をストップした状態で、今、使用をとめているところで大変危険が伴いましたので、使用をストップしているところでございます。

また、利用者も年間を通して数件しかない状況がもう何年も続いておりましたので、今回、廃止として提案をしております。

中央公園を御利用いただくように、そちらの方にはお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

以前、何年か前、ちょっとはつきり私も覚えていないんですけど、たしか補助金が来て体育施設の照明関係を何カ所か修理、五町田小学校の照明も修理はしていないとですかね。轟とか吉田とかそういう照明施設を、たしか何年か前にあったと思うんです。五町田はやっていなかったんですかね。だからずっと故障中ということですかね。結構大きな額があつて、中央公園とか北部公園もあちこち、たしか一度にあったと思うんですけど、それは五町田のほうは数年前から故障して使っていないということで理解しておつてよかとですかね。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

申しわけございません。何年か前の改修に関しましては、ちょっと今資料がございませんので、お答えできませんけれども、今回、大規模な故障が起こったというのが5月の話でございまして、ことしに入ってから利用を中止しているという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

これで議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。まず初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

こちらは内税のままということで保たれていますけれども、その理由をお伺いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えします。

内税とした理由ということでございますけれども、老人福祉センター自体が高齢者の福祉を目的とする施設でございます。高齢者の方に優しく、わかりやすくするために内税方式とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

優しく、わかりやすくということではありましようけど、これは50円ふえていますね。100円から150円、嬉野の福祉センターですね。ここの算定基準というか、そこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

全体的な使用料の改定の基準として、1.5倍というのがございましたので、それに従っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

多分、単純に考えれば増税ということですよ。そこを見据えてのことだと思んですけど、今よりも2%増税という、とりあえずはですね。そういう中では110円でもよかったのではないかなと思んですけど、多分、維持するに当たり、関連取引業者含めて、今後のことも含めて、値上げも見越してとは思いますが、そこら辺ちょっといかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

そうですね、将来のことも考えてのことですけれども、今回、若干抑えぎみに料金を設定する状況でございます。

以上でございます。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、60歳以上ということで、60歳未満を対象にしているということですが、以前はそういう60歳未満の方の利用もあったのかどうかということと、塩田の老人ホームセンターは無料ですが、嬉野は1日150円、100円から150円になっていますけど、その辺のところの理由をお聞かせください。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

以前、60歳未満の利用があったかということですがけれども、過去には青年団の御利用があったとか、県の防災訓練の折に自衛隊の方が泊まれたケースがあったようには聞いておりますけれども、ここ十数年、利用の実績はございません。

あと、嬉野だけがなぜ上がるのかというお尋ねだと思いますけれども、嬉野老人福祉センターには入浴施設がございます。塩田にはもうありませんので、入浴施設の分だけ有料とさせていただきますということになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

入浴されない方も一応150円ということで理解しておってよかいですか。その入浴を利用する、しないにかかわらず——利用者が入浴利用するときは150円で、しなくても150円ということですね、それで理解しておってよかいですね。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

この入浴施設があるかないかということでございますけれども、あっても、入浴されない方も150円いただくということになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よかいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山口政人議員は取り下げで、次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

質問に出しておりますように、この地域コミュニティが入っておりますよね。地域コミュニティがここに使用料というのは払っているんですかね。その辺のところはどんな形になっておるんですか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

このそれぞれと申しますか、大草野研修センター、それと五町田研修センター、それとふれあいセンターに3つのコミュニティが入っておられますけれども、それぞれ減免申請をされて使用料は免除となっております。

以上でございます。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

取り消します。

○議長（田中政司君）

これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

じゃ、103号であります。嬉野市茶業研修施設、嬉茶楽館ですね。こちらの研修室が半額になっていきますけれども、この理由をお聞かせください。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

研修室の冷暖房費のほうは200円を100円に半額ということにしております。この分につきましては、使用料の検討委員会の中で市内の公共施設の同類同施設につきましては、使用料

を基本的に同額にするということでありますので、冷暖房費につきましては、ほかの施設と一緒に100円といたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらの①、②は取り下げますけれども、研修室についてです。冷暖房使用料とありますけれども、研修室は表示がありませんけれども、研修室は無料なのでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

この施設は茶業研修施設が嬉野市のお茶の生産者が栽培技術や加工技術について研修等をしていく施設でありますので、研修室の使用料につきましては徴収しておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、この施設は利用される人の限定というか、ほかの方はもう使用できないということに理解していいですか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、嬉野市内の生産者、基本的に生産者の方が研修をされる場ということ考えています。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号 嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

比較表で見たときに会議室ですね、従来が技術伝承室、生きがい開発室となっていますが、時間当たり100円、この分が名称が変わって300円になっております。その理由をお願いします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

会議室の使用料が3倍ほどになっているというお尋ねですけれども、先ほどからの御質問の中にもあっておりますように、会議室の面積によりまして、統一した見解として、その単価を設定しております。この会議室自体が60平米未満でございますので、時間当たり300円としておるところであります。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

これも先ほどの答弁と一緒にですね。——はい。取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらのみそ加工とありますけれども、みそ加工が1回から1日に変わっておりますけど、その理由と、その下にその他の1日当たり300円とありますけれども、そのことの説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

みそ加工の1回から1日につきましては、現在が1回といいますか、1日に1団体1回として使用料を徴収しておりましたけれども、複数日にわたる取り組みも1回分として徴収しております。利用日数に比例して、ガス代等が大幅に増大しておりましたために利用者の負担はふえますけれども、利用料を1団体1日に変更しておるところであります。

以上でございます。（「その他」と呼ぶ者あり）その他の部屋の違いですかね。（「その他は何を指しますか」と呼ぶ者あり）その他は、この地域特産開発室のみそをつくる機械がある部屋と、調理台だけある部屋とございますので、それをその他と指します。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

そしたら、こちらの地域特産開発室というのは、みそ加工できる部屋と調理をする部屋が2つあるということで理解してよろしいでしょうかということと、そしたら、これは調理室と明記されてもいいんじゃないかなと思います。それと、このみそ加工で年間何日ぐらい利用されているんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

その部屋の名称でございますけれども、これが建設当初、補助事業として建設をされておりますので、そういう目的でこの施設は建っております。その名称を変えることはちょっと無理かなと思います。そういう特色ある施設としてそこは開設しておりますので、あくまでも、何と申しますか、会議室ではなく、そういう地域に根差した特産品の開発室があるというところでありまして、名称は変えられないと思います。

それと、年間のみそ加工で使用されておるのは、昨年度で9回の使用がっております。ただ、1回につき数日利用されております。実際は、ですから1回につき一月近くの利用ではないかと思っております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問します。

まず1点目にお聞きしますが、絵つけ品目が数点、変更、削除になっているその背景をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

この体験の絵つけの部分に変更になっている分につきましては、削除した分については体

験をする人がほとんどいなくて需要がなかったということで、今回、改定に伴って削除しているところがございます。

それと、新たな料金表というか、新たな条例の分につきましては、こちらのランプシェードとか香炉とか、そういった要望が多くて、そちらのほうを要望に合わせて今回条例に反映させたというところがございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。2点目なんですけれども、ロクロ体験料について現行よりも倍の金額設定になっている状況ですけれども、その根拠と、あと実際のロクロ体験の人数、平成29年度とかもしわかれば。根拠をまず聞きたいということと、わかれば人数をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、ロクロ体験料が倍の金額に設定されているということでございますが、これは追加議案資料の39ページのほうで記載がありますが、ロクロ体験には体験料と焼成代ということで別々に今まで上がっておりました。合計で1,200円ということとなっておりますけれども、これを今回体験料ということで、まとめて計上させていただいて、1,300円というふうな料金設定にしているところがございます。

体験につきましては人数で4,664人となっております。金額で約550万円程度ですね。——すみません、ロクロ体験じゃなくて絵つけ体験全ての金額を先ほど申しました。ロクロ体験のみでは1,574人で、体験料が約285万円程度となっております。

以上です。——すみません、先ほど申しました分につきましては、28年度の実績になっているところがございます。29年度につきましては、ロクロ体験の分が人数が1,421人、金額にしまして269万8,000円というふうなことで実績報告をいただいているところがございます。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

もうよか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

この使用料の改定の全体的な基本方針として、原則、外税方式というふうに説明がありましたけれども、この志田焼の里博物館について、その例外となる内税方式となっていますけれども、その理由を教えてください。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

この施設は文化財というか、大体はそういった施設でございますが、今、観光の誘客のための施設としても利用しているところです。そういったことでパンフレットとかをつくって誘客をやっているところなんですけれども、その際、パンフレットに記載する金額と条例上の金額が違ったりとかした場合には、利用者の混乱を防ぐということで、もちろん消費税抜きということでパンフレットに記載をすればいいんでしょうけれども、そうした場合に間違ったりというふうな可能性もあり、苦情等も発生する可能性がありますので、今回、全部この志田焼の里博物館については内税方式で進めているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

要するに、パンフレットについても税金を外税の金額を書かないということですかね、もう書かないで最初から内税にしている金額で統一をしていると。金額の変更があったので、それ以外の使用料がですね。パンフレット自体はつくり変えられるんですよね。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

パンフレットの金額については、内税でまず表示をいたします。今現在、金額改定の議案を出しておりますので、これは議会で議決していただければ、パンフレットの修正なりつくりかえなりというふうな作業が出てくると思っております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらが今回、コテージだけの改定になっているんですけれども、ほかの分は改定でないのはどうしてでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

今回、コテージのみの改定をしておりますけれども、ほかのバンガローにつきましては、昨年の平成29年12月議会において改定を行ったところでありますので、その時点でコテージは改定を行っておりません、昨年ですね。今回、残っていったコテージの分を改定しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

そうであるならば、どうしてそのときにコテージの改定はなされなかったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

バンガローを昨年かえたのは、全てリニューアル、50人用は除いてですけれども、バンガローのリニューアルができたというところで、バンガローの部分は改定をいたしました。

それと、コテージについても、その後、消費税が上がる予定がずっと先延ばしになっております。そういうことも含めて、段階的にその時点ではなく、今回、改定を行っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

通告はしていませんが、こっちだけちょっと内税のことを聞いていいですか。だめですか。（発言する者あり）じゃ、結構です。

○議長（田中政司君）

これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号 嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

嬉野市の公衆浴場条例の一部改正ですが、ほかの条例でも市内の方に関しての料金の緩和がございまして。市外から見られる方とまた市内の方の使用料、例えば、体育館等なんですけど、今回、この市営公衆浴場に関しましては、市内の方に対しての料金の緩和を考えなかったのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

このシーボルトの湯ですね、シンボリックな観光の誘客の施設だと思っております。そういった中で、多くのお客様に外から来ていただくということがもちろんありますので、おもてなしといいますか、そういったことを考えれば、市民の方と利用料を同じというか、同じ待遇というか、そういった方向でしたほうが観光客の方にとっていいだろうという判断をいたしましたので、今回、市民の方との金額の違いというのはつけていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

前回の入場料と今回の入場料を見たところ、確かに市内と市外の方とは同じに公平を保っておりますが、今回、パスポートの件に関しましては、計算をしたところ、今まで1年間のパスポートの使用料は90回分です。今回88回分。そして、見てもらえばわかると思いますが、半年、パスポートの料金を計算いたしますと、今までは1年間のパスポート使用料というのが90回入浴できる。今回88回。半年分が45回、前回は45回と一緒にいるんですよ。その辺、要するに年間通してパスポートをこういうふうな大きな金額で買われるのは市内の方が多いのではないかなと思ったところです。そこで今回、市内の方々に関してはこ

のような1年間のパスポート代というのは大きいもので、この辺を特に緩和していただければなという、その辺の考え、この積算根拠。回数が2回減っているんですよね。そこをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

年間パスポート料で80回とか90回とかというふうなお話をされておりますけれども、例えば、半年のパスポートであれば、半年間は何回でも利用可能になっております。1年間のパスポートであれば、1日1回だけでなく、2回でも利用可能になっております。

先ほど議員御発言のように、その年間パスポートなり半年パスポートなりは市民の方が多く利用されているところです。計算しますと、例えば、その年間パスポートであれば365日で割り返した場合は大体1日100円とか、そういった単価になるだろうと思っています。そういったことで、市民の方に関しては割安な部分で御提供をしているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

私が間違えました。確かに課長が申されるとおりでございます。

年間何回でも利用できるのはわかりましたが、しかし、今回も年間パスポートで、この辺を改正のところで市民の方がたくさん使用されるということでしたので、今回、この部分だけでも緩和をしていただきたかったということで質問をいたしました。答弁は結構です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

こちら先ほど私が質問した内容と質問の趣旨は一緒なんですけれども、内税とされたその理由をお伺いします。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

先ほども志田焼の里博物館のほうで御回答いたしましたけれども、こちらも観光目的の施設で多くの観光客の方に来ていただいております。そういった中でパンフレットであったり、ホームページのほうで値段を掲載していたり、あと、あそこは発券ですね、販売機があってそこで買われたりもしております。そういったことも考えて消費税込みで表示した場合は、皆さん間違いなくその値段という認識のもとで来られるんですけども、例えば、消費税抜きで表示した場合は、来て消費税がかかったとか、そういったお話になる可能性もありましたので、先ほどと同じように内税というふうなことをとらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

パンフレットとかが主な――主な理由じゃなくて、嬉野市が交流人口の増加を図るために先ほどの施設とかも含めてたくさんの、例えば、こちらだったら13万人ぐらい来られていますし、志田焼の里博物館は4,000人ぐらい来られていますと。そういう中で交流人口の増加のためには、その使用料の支払いについては内税のほうが利便性がいいと、そういうふうな例外の方針ということで理解してもよろしいですか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

そのように利用者の利便性の向上ということで、こういった方式をとらせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これに関しては、基本的には外税ということで、市内居住者等に該当しない方が10割増しということで、あとはみゆきクラブハウスのシャワーと轟球場の冷暖房以外がそういう形ということでよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

市外の利用者については10割増しということでしております。基本的には外税方式でございますけれども、コイン式のシャワーにつきましては内税ということにいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりました。比較的全体的に使用料というのが上がっておりまして、外税ということで別途消費税がかかる中で、基本の使用料まで全体的に結構上がっていますが、その背景というものをちょっとお伺いしていいですか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

都市公園条例の中で、財政課所管の分についてちょっとお答えをいたしたいと思います。

財政課所管の分につきましては、みゆき記念館とプールと球技場、サッカー場、それとグラウンド・ゴルフ場とクラブハウスとドームが所管となっておりますけれども、みゆき記念館につきましては、会議室の面積による料金設定ということで、そちらのほうの金額を採用いたしております。プールにつきましては、これについては近隣の市町の利用料を参考に決定いたしております。サッカー場につきましても、球技場ですね、500円から600円、これも近隣の武雄、鹿島の料金を参考に決定いたしております。グラウンド・ゴルフ場ですけれども、50円から100円につきましても、鹿島市が200円ということで、こちらのほうを参考に、一気に200円というわけにはいきませんで、100円という料金の設定と。クラブハウスの会議室につきましては、これについても面積による基準に基づいた設定ということをしていただいております。

ドームにつきましては、1時間当たり250円から300円ということにしておりますけれども、これが消費税導入のときの料金設定の変更をしておりますませんでしたので、それに合わせた改定額ということにいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりました。基本的に何でもそうなのでしょうけど、今回、使用料も上がり、税金もつくというところで、かなり市民にとっては急にこんなに上がるのというイメージがつくと思うので、そこだけもうちょっと何かしら全体的にずらすことができなかつたのかなという、増額の時期をずらすということができなかつたのかなということを感じておるところでございます。御答弁はちょっと一言いただいてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

時期をずらすということでございますけれども、ただ、その施設、どの分をずらすとか、そういう選定も非常に難しいというところもございます。その市民の負担がふえるということでございますけれども、実際、この総合運動公園の運営費としましては4,000万円、指定管理費として払っておりますけれども、使用料としては400万円弱の使用料となっております。残りの3,600万円については市民の方からの税金によって維持、運営をしているということになりますので、施設を使っていない市民の方も当然負担をしているということになりますので、実際の受益者の方に幾らなりとの負担をいただかないと、逆に公平性が保てないということになりますので、受益者負担の公平ということで今回、統一して料金の改定を行ったところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

1点だけ、こちらですけれども、シャワーの設備の料金が新たに記載されておりますけれども、これまでは無料で使えたんでしょうか、どうして今回の記載になったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

今回、使用料の見直し、改定を行うに当たりまして、一度、施設の再点検を行ったところでございます。そのときにシャワー室がありまして、そこはコイン式のシャワーで1時間100円のシャワーがございました。今までも100円の料金での使用をいただいておりますけれども、これがちょっと条例に定めがございませんでしたので、今回、追加をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、確認ですけれども、今までもコイン式で100円を利用者さんからいただいたということで、今回、新たに記載をされたということで理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

そうです。今までコイン式のシャワー100円の徴収をいたしていましたので、今回、新たに計上いたしております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

すみません、取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案第110号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回の改定の、どのようなときにこのような使用料が発生するのか、その辺をちょっと伺いします。

○議長（田中政司君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

お答えします。

嬉野市の道路占用料ということで、どんなときに発生するかということですが、一番典型的な占用料というのは、うちの市道敷内に立っている電柱、九電さんとかNTTさんの電柱がうちの市道敷内に立っている場合は占用料という形で占用料が発生します。また、それ

から家庭からの排水管とか、あとは温泉の給湯管関係も市道敷内にある分については、埋設にしる、露出にしる、占用料が発生します。また、あと看板関係も上空占用とかございますので、そういうのも発生すると思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

そしたら、電柱関係は九電とかそういうところですよ、電気関係のですね、そういう個人のあれじゃなくて、電柱のですね、料金のあれというのはですね。それもこちらのほうで設定できるわけですか。今までずっと細かく第1種、2種あったんですけど、今回ずっと1つにまとめてありますよね。その辺のところの問題はないわけですか、向こうのほうとか。

○議長（田中政司君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

電柱につきましてはもちろん、占用料が発生します。それで、今まであった1種、2種というのを、それは県とかほかの市、10市ありますけど、ほとんどが県の条例に占用料金は改めて、こういうふうな1種、2種という表示はなくなっています。うちのほうも県の条例に合わせて、それに合わせたということではなくしているというところですよ。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

取り下げます。111号も取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案第111号 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。まず初めに、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

これもどのようなときにこの使用料が発生するのか教えてください。

○議長（田中政司君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

お答えします。

基本的に市道の占用という考え方なんですけど、それが法定外において今言う占有があった場合、占用料金が発生すると。法定外の水路で典型的といいますか、わかりやすい例といいますか、件数が多い中では建物ですね、普通の家の下に水路敷が通っているところが確かにございます。それは法定外の水路を占有しているということで料金が発生するということです。

あと里道は先ほどと一緒に電柱関係——管類ですね、排水管とかなんとか、そういうふうな、電柱はちょっとすみません、あるかないかわからんとですけど、里道に関しましては排水管とかそういうふうなのがあると思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

そしたら、現在、使用料発生しているところ、新たにということはそうないということですよ。今まである分のところが料金だけ変わると大体理解してよかですね。それはもう新しくつくったら別でしょうけど。今のところは。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後 4 時 43 分 休憩

午後 4 時 43 分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（副島昌彦君）

この改定によって、新たに負担する人、料金を改定じゃなくて、新たに負担する方が出てくるかとの問いということでよろしいでしょうか。（「そういうケースが出てくるかな」と呼ぶ者あり）そういう意味では、あくまで料金の中身が変わることであって、今うちに登録している人は変わらないですので、料金そのものは変わるかわからんけど、新たに負担する人がこの改定によって出ることはありません。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第111号の質疑を終わります。

以上で追加議案にかかわる全ての質疑を終わります。

決算の議案質疑、追加議案にかかわる議案質疑は本日で終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では9月21日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、21日は休会にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月21日は休会とすることに決定をいたしました。本日はこれで散会いたします。

午後4時45分 散会